

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年3月15日(水) 午前 8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	鈴木 てるみ 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	川窪 幸治 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	池田 綱雄 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員 竹下 智行 君 議員 宮田 竜二 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	小倉 正実 君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼 新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	有村 和浩 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	生活福祉課長	鎌田 富美代 君
子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田 久志 君	長寿・障害福祉課長	山口 清行 君
こども・くらし相談センター所長	野崎 勇一 君	牧園保育園長	鮫島 政昭 君
保険年金課長	宮永 幸一 君	健康増進課長	小松 弘明 君
すこやか保健センター所長	島木 真利子 君	こども発達サポートセンター所長	重留 真美 君
子育て支援課課長補佐	村岡 新一 君	保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君
生活福祉課主幹	岡留 博 君	生活福祉課主幹	富田 正人 君
子育て支援課主幹	小橋 朋彦 君	こどもセンター副所長	齊藤 学 君
長寿・障害福祉課主幹	木原 浩二 君	長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君
こども・くらし相談センター主幹	大窪 修三 君	保険年金課主幹	中村 和仁 君
保険年金課主幹	木藤 正彦 君	保険年金課主幹	櫻井 美穂 君
健康増進課主幹	上小園 貴子 君	健康増進課主幹	梶 敏行 君
健康増進課主幹	福田 智和 君	すこやか保健センター副所長	中村 真理子 君
すこやか保健センター副所長	富吉 有香 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	山口 由美 君
生活福祉課保護第1グループ長	稲留 幸一郎 君	長寿・障害福祉課障害福祉グループ長	緒方 美由紀 君
こども・くらし相談センターグループ長	南郷 正輝 君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理G長	大浦 好一郎 君
保健福祉政策課政策Gサブリーダー	宮原 健介 君	子育て支援課保育・幼稚園Gサブリーダー	竹内 和義 君
子育て支援課保育・幼稚園Gサブリーダー	松下 孝史 君	長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー	入來 克浩 君
長寿・障害福祉課障害福祉Gサブリーダー	石原 智秋 君	長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	有馬 要子 君
長寿・障害福祉課介護保険Gサブリーダー	下津曲 聡子 君	健康増進課市立病院管理Gサブリーダー	吉永 容一 君
保険年金課後期高齢者医療Gサブリーダー	越口 潤一郎 君	健康増進課主査	堀内 勝幸 君
すこやか保健センター主査	木原 陽子 君		
税務課長	吉永 利行 君	収納課長	萩元 隆彦 君
税務課主幹	有村 昭司 君	収納課主幹	尾辻 善尋 君
収納課収納第1グループ長	福元 啓太 君	収納課収納第3グループ長	安栖 大悟 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水迫 由貴 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

議案第22号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について

議案第30号 令和5年度霧島市病院事業会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時57分」

○委員長（鈴木てるみ君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で付託されました当初予算関係議案10件のうち、5件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

#### △ 議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは、議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算について、保健福祉部の審査を行います。まず、保健福祉政策課、生活福祉課、子育て支援課、こども・くらし相談センター、公立保育園を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。まず、保健福祉部において所管する全体予算額は、総額280億1,368万円で、一般会計当初予算総額649億3,000万円に占める割合は43.14%となり、前年度比4,225万4,000円の増加です。主な要因は、社会福祉施設費、障がい者福祉費、扶助費等の増加によるものです。次に、保健福祉部の主な事業について、第二次霧島市総合計画の政策体系に基づいて説明します。政策体系3「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」の施策1「健康づくりの推進と医療体制の充実」については、新たに策定した「健康きりしま21（第4次）」に基づき、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種事業を展開するとともに、新たな保健センター整備に向けた実施設計等に要する経費、感染症予防のための予防接種等に要する経費、出産・子育て応援給付金に要する経費、生活習慣病予防のためのがん検診等に要する経費等を計上しました。施策2「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」については、引き続き、産後うつや新生児への虐待等のリスクがある産婦の早期把握に努め、産後ケア事業等の支援につなげるなど、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、保育所等の整備に必要な経費や、障害児保育事業の更なる推進のために必要な経費、医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な経費、送迎用バスへの幼児等置き去り防止のためのブザー設置に必要な経費を助成するなど、子どものすこやかな成長の支援に努めてまいります。また、こども館や地域子育て支援センターの充実、潜在的待機児童解消に向けた幼児期の教育・保育の場の確保などにより、更なる子育て支援体制の強化を図ってまいります。施策3「高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実」及び施策4「共生する地域社会の実現」については、「第9期霧島市高齢者福祉計画及び第8期霧島市介護保険事業計画」、

「第6期霧島市障害福祉計画及び第2期霧島市障がい児福祉計画」に基づき、高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自分らしく、いきいきと暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組を推進するための経費を計上しました。引き続き、霧島市基幹相談支援センターとの連携のもと、障がい者に関する相談に応じるとともに、高齢者の福祉や介護の窓口である霧島市地域包括支援センターとの一体的な運営を行うことにより、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、生活困窮者等への支援として、増加傾向にある生活保護の受給状況を踏まえ、生活保護受給者に対して必要かつ適切な支援を行うとともに、生活保護就労支援員による就労に向けた各種支援策により、受給者の自立を促進します。併せて、生活習慣病の発症や重症化の予防など、健康管理に対する支援を行い、受給者の健康や生活の質の向上に努めてまいります。さらに、包括的相談支援については、子育てや児童虐待、配偶者暴力、生活困窮に関する相談など、関係機関との連携により早期の状況把握や支援に努めているところであり、今後も引き続き、適切な相談対応・支援に取り組んでまいります。以上で、保健福祉部所管の主要な事業等についての説明を終わります。詳細については、担当課長等がそれぞれ説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部保健福祉政策課長（川畑信司君）

はじめに、保健福祉政策課関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。なお、各課からの説明は、予算説明資料を用いて行います。予算説明資料1ページを御覧ください。（2段目）社会福祉総務費の健康福祉まつり開催事業には、健康・福祉に関する知識の普及・啓発等を図ることを目的とした同イベントの開催に係る経費174万2,000円を計上しました。（3段目）社会福祉協議会運営支援事業には、社会福祉事業の推進を担う霧島市社会福祉協議会に対する運営補助金5,202万8,000円を計上しました。2ページを御覧ください。（1段目）民生委員活動支援事業には、地域において社会福祉の増進に努めていただいている民生委員・児童委員の活動の支援等に要する経費3,960万円を計上しました。3ページを御覧ください。（2段目から4段目）社会福祉施設費の横川健康温泉センター管理運営事業から霧島温泉健康増進交流センター管理運営事業までの3事業には、市民の健康・生きがいがづくりの促進等のために設置している各温泉センターの管理運営に要する経費を、合わせて1億1,960万3,000円計上しました。4ページを御覧ください。（1段目及び2段目）国分総合福祉センター管理運営事業、隼人総合福祉センター管理運営事業には、市民相互の交流、学習等の拠点となっている各総合福祉センターの管理運営に要する経費を、合わせて3,243万2,000円計上しました。（3段目及び4段目）災害救助費の災害救助事業（法定）及び法外援護災害救助事業には、災害に遭われた方に対する法定及び法定外の援護事業に要する経費を、合わせて934万円計上しました。法定分の事業に係る特定財源として、県負担金375万円、民生債350万円を充当しています。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○保健福祉部生活福祉課長（鎌田富美代君）

続きまして、生活福祉課関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。予算説明資料5ページを御覧ください。（1段目）社会福祉総務費の行旅病人等取扱事務には、行旅病人の救護や行旅死亡人等の遺体の適正な処理に要する経費40万1,000円を計上しました。特定財源として、同額の県負担金を充当しています。（3段目）生活保護総務費の被保護者就労支援事業には、生活保護受給者の就労を支援し、自立を促進するための経費473万5,000円を計上しました。生活保護就労支援員2名を配置し、被保護者の就労に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うなど、自立に向けた支援に取り組んでまいります。特定財源として、国庫負担金355万1,000円を充当しています。6ページを御覧ください。（1段目）被保護者健康管理支援事業には、生活保護受給者の健康管理に対する支援を行うための経費310万8,000円を計上しました。保健指導等を行う保健師1名を配置し、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等の推進を図ってまいります。特定財源とし

て、国庫負担金232万9,000円を充当しています。(2段目)生活保護適正実施推進事業には、生活保護制度の適正な運営を図るための経費605万4,000円を計上しました。福祉総合相談員2名を配置し、福祉に関する全般的な相談に対応するほか、収入資産状況や扶養義務者の調査、診療報酬明細書等点検の委託等を行い、適正な制度実施に取り組んでまいります。特定財源として、国庫補助金431万円を充当しています。(3段目)扶助費の生活保護扶助費事務には、生活扶助、医療扶助、介護扶助など、生活保護受給者に対して必要な扶助を行うための経費31億8,500万円を計上しました。特定財源として、国庫負担金23億8,875万円及び県負担金1,655万4,000円を充当しています。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

○保健福祉部子育て支援課長兼こどもセンター所長(宮田久志君)

続きまして、子育て支援課関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。予算説明資料7ページを御覧ください。(1段目)社会福祉施設費の保育所等整備事業には、令和4年度から継続して実施する、心豊認定こども園のほか、(仮称)認定こども園第2高千穂幼稚園、(仮称)認定こども園愛の園幼稚園及び敷根わらべ保育園の増改築等に対する補助金6億2,708万1,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金3億2,127万8,000円及び県補助金9,677万8,000円を充当しています。(2段目)こども館管理運営事業には、こども館を運営するために必要な委託料、光熱水費など4,282万7,000円を計上しました。特定財源として、ふるさとときばいやんせ基金2,940万円等を充当しています。また、現在のこども館の管理運営業務委託が令和5年度で終了することから、新たに令和6年度から令和8年度までを期間とする当該委託を行うため、債務負担行為に係る予算も計上しています。8ページを御覧ください。(2段目)子育て支援推進費の子育て支援センター管理運営事業には、こどもセンターを含む子育て支援センター10か所の運営に要する経費8,839万6,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金3,059万3,000円、県補助金2,959万3,000円等を充当しています。9ページを御覧ください。(2段目)放課後児童健全育成事業には、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等に資することで、その健全な育成を図るため、児童クラブへの運営、職員の処遇改善、送迎用バスの児童置き去り防止のためのブザー設置等に対する補助などの経費8億2,432万円を計上しました。特定財源として、国庫補助金2億8,249万円、県補助金2億6,935万6,000円等を充当しています。10ページを御覧ください。(2段目)子ども医療費助成事業には、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するために要する経費3億4,709万7,000円を計上しました。特定財源として、県補助金5,927万1,000円及びふるさとときばいやんせ基金1億5,210万円を充当しています。11ページを御覧ください。(1段目)子育て環境改修等事業には、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所等が、新型コロナウイルス感染症対策のために実施する簡易な改修に対する補助金6,600万円を計上しました。特定財源として、国庫補助金4,400万円及び県補助金2,200万円を充当しています。(2段目)児童措置費の児童扶養手当支給事業には、母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために要する経費7億2,193万8,000円を計上しました。特定財源として、国庫負担金2億4,063万6,000円を充当しています。(3段目)児童手当支給事業には、家庭等の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している親等に児童手当を支給するために要する経費21億220万円を計上しました。特定財源として、国庫負担金14億6,203万4,000円及び県負担金3億2,006万4,000円を充当しています。12ページを御覧ください。(1段目)ひとり親家庭福祉費、ひとり親家庭医療費助成事業には、ひとり親家庭等の医療費を助成するために必要な経費6,631万円を計上しました。特定財源として、県補助金3,296万2,000円を充当しています。(4段目)こども育成支援費の一時預かり事業には、通常保育を受けていない乳幼児等の一時預かりを行う保育所等に対する補助など3,539万1,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金1,329万6,000円及び県補助金1,179万6,000円を充当しています。13ページを御覧ください。

い。(2段目)子どものための教育・保育給付事業には、認定こども園等の運営を支援するため、施設型給付費及び地域型保育給付費を支給するための経費57億3,881万6,000円を計上しました。特定財源として、国庫負担金28億3,849万3,000円、県負担金12億2,269万4,000円等を充当しています。

(3段目)障害児保育支援事業には、障害児を受け入れている私立保育所等に対し、加配した保育士の人件費や、障害児等のより一層の処遇向上を図るために要する経費に対する補助金2,631万6,000円を計上しました。特定財源として、ふるさとときばいやんせ基金2,630万円を充当しています。

14ページを御覧ください。(2段目)病児・病後児保育事業には、子どもの病気の回復期において、自宅での保育が困難な場合に児童を一時的に保育する病院等に対する補助など4,376万7,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金1,518万8,000円及び県補助金1,458万8,000円を充当しています。

(4段目)医療的ケア児保育支援事業には、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るために、同児の受入れを行う施設に対する補助金など2,617万4,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金1,308万7,000円、県補助金654万3,000円等を充当しています。15ページを御覧ください。

(1段目)保育所等におけるICT化推進事業には、保育士等の業務の改善を図り、働きやすい環境を整備するため、業務のICT化を推進する施設に対する補助金825万円を計上しました。特定財源として、国庫補助金550万円を充当しています。

(2段目)子育てのための施設等利用給付事業には、認可外保育施設、預かり保育等の利用料の無償化を行い、保護者の経済的な負担軽減を図るための経費5,600万円を計上しました。特定財源として、国庫負担金2,800万円及び県負担金1,400万円を充当しています。

(3段目)保育環境改善等事業には、施設の職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るために必要となる経費、感染防止用の衛生用品の購入費、送迎用バスの幼児等置き取り防止のためのブザー設置等に対する補助金3,098万円を計上しました。特定財源として、同額の国庫補助金を充当しています。なお、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、既に説明した子育て支援センター管理運営事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業及び病児・病後児保育事業に加え、ファミリーサポートセンター運営事業、子育て一時預かり支援事業、延長保育促進事業及び一時預かり事業(幼稚園型)の8事業に、消耗品や備品購入に要する費用や補助金など、合計6,300万円を含めて計上しました。特定財源として、国庫補助金4,200万1,000円及び県補助金2,099万9,000円を充当しています。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

#### ○こども・くらし相談センター所長(野崎勇一君)

続きまして、こども・くらし相談センター関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。予算説明資料の27ページを御覧ください。(3段目)社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業には、生活困窮者等の相談事業の実施、住居確保給付金の支給などの支援を行うための経費1,596万円を計上しました。特定財源として、国庫負担金760万9,000円、国庫補助金333万7,000円を充当しています。28ページを御覧ください。(1段目)児童福祉総務費の家庭児童相談事業には、児童虐待やDV等の家庭児童相談に対応するための経費2,823万2,000円を計上しました。特定財源として、国庫補助金1,086万6,000円を充当しています。(3段目)ひとり親家庭福祉費の母子生活支援施設措置事業には、児童の養育等が困難な保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するための経費1,800万5,000円を計上しました。特定財源として、国庫負担金900万円、県負担金450万円を充当しています。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

#### ○牧園保育園園長(鮫島政昭君)

続きまして、公立保育園関係予算について説明いたします。予算説明資料29ページを御覧ください。こども育成支援費の公立保育園運営事業には、公立保育園3園の管理運営・保育の実施に係る経費3,616万3,000円を計上しました。当事業において、通常保育に加え、全ての園で一時保育、延長保育、軽度障害児保育を実施してまいります。以上で、公立保育園関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、課ごとに進めたいと思いますので保健福祉政策課からスタートします。質疑はありませんか。

○副委員（久木田大和君）

説明資料の2ページの民生委員のところについて少し教えてください。現在霧島市内において何名ぐらいいらっしゃるのかというところと、連合会の補助金というのが活動の費用等になっているんじゃないかなと思うんですけど、これの状況を教えていただければと思います。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

民生委員の定員に対する充足状況について御説明いたします。令和5年2月末現在になりますが、286名の定数に対しまして280名。民生委員についていただいております。充足率で申し上げますと97.9%になります。それと民生委員さんの活動については、主に、各地域における見守り活動などに活動経費は使われておるところでございます。

○副委員（久木田大和君）

現在98%弱ということですけども、人数としてはこの状況で足りているというか、対応ができていくという状況でしょうか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今6名の欠員がございますけれども、今月末には新たに2名、推薦会を開きまして民生委員さんについていただく予定でございますので、このような形で、随時、推薦会を開いて定数に達するように各地区からの推薦をお受けするというような状況になっております。今週末に推薦会を開きます。

○委員（川窪幸治君）

民生委員のところに関連なんですけど、今、定数は足りてくるということですけど、この民生委員の方たちの年齢的なものというのは平均的にはどのような年代になるのですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほど申し上げましたように280名に民生委員をしていただいているところなんですけど平均年齢は68歳になります。

○委員長（川窪幸治君）

68歳ということで、なかなかの年齢かなと思うんですけども。なかなか成り手がいないというようなこともですねよく耳にするんですけども。1人当たりどの程度を見ていらっしゃるのか、その辺が分かればちょっと説明をお願いします。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほど申し上げましたように霧島市の定数は286名です。この定数は、厚生労働省の通知によりまして人口10万人以上の市は170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員児童委員を1人配置するように通知が来ているところでございます。

○委員（前島広紀君）

関連なんですけれども3,955万9,000円。このお金というのは民生委員さんに活動費として支給されるものなんですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今ありましたような予算につきましては、民生委員法第10条で民生委員には給与は支給しないものと規定がされているところではありますが、日々の活動に必要な実費弁償が行われているところでございます。令和5年度予算の市補助金が3,955万9,000円であり、個人の活動費としては市補助金が10万8,800円。県交付金が6万200円。合計年間16万9,000円として活動費として使っていただいております。なお、1市6町、旧合併前の市町村で民児協の各単位民児協単位で活動をしていらっしゃる関係で実際そこから研修費用等を差し引いて個人の活動費として支給されるのは13万円程度と、

1人当たり、になるかと思われます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の1ページになりますが、この社会福祉協議会運営支援事業。この内容としては、社会福祉協議会に対する運営の補助ということで理解もするわけですけど、生活福祉資金とかそれから総合福祉資金とかそういうのも中に入っているという理解でよろしいんですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今、前川原議員が言われるように、運営補助金として社会福祉協議会、17名分の職員の賃金の一部を補助しているところです。その中には、今申し上げられましたような生活福祉資金とかそういった関係の業務をする職員も含まれているかと思えます。

○委員（前川原正人君）

これも多分御存じと思うんですけど、昨年コロナの関係で、いわゆる困窮した世帯に対しまして、これは国の事業で、無利子で寄附をしたわけですね。これが今年1月から返済が始まると。住民税非課税世帯につきましては、それを免除ということがあるんですけど、今度はその申請をしなかった人たちもいらっしゃるわけですね。借りたものは返すというのが常道ですので、そうしますと歳入の受ける部分、返済が始まっていくわけですので、次の年度で、今度のこの予算に反映されているのですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今、前から議員が言われるようなその予算につきましては全て社会福祉協議会の予算になっておりますので、本市の予算には反映をされていません。

○委員（前川原正人君）

本来であれば、やはり運営補助を出している以上、目的は市民の生活を向上させていく、困窮世帯を救済していくというのが使命ですので、補助金を出している以上、やはり、実態がどうなのかっていうのは行政は本来知るべきではないでしょうか。そういう議論といいますかね。やっぱり補助金出して終わりじゃなくて、国の事業ではありますけど、その辺の把握っていうのは必要ではないんですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほど前川原委員の質問の中で社会福祉協議会の予算に含まれているものというふうに課長のほうで答弁しましたけれども、実際、社会福祉協議会の予算の詳細について確認はちょっとしてきておりませんので、そちらを予算として計上した上で国からの歳入としたものを歳出として出されているかどうかというところまでちょっと確認とれていないところです。当然前川原議員が言われるとおり、補助金出している以上はある程度の事業内容も知っておくべきじゃないかというのは、分かることでもあります。それにつきましてはやはり社会福祉協議会とその辺りの状況等も確認しながら、実際、委員がおっしゃるとおり、なかなか、借りたはいいけれども返済がなかなか難しいというようなこと等もあると。それについては柔軟な対応をするということで社会福祉協議会としても対応するというのと、また、そういう返済が免除ができるという制度等を知っていらっしゃる方については、そういう広報等も努めていくということはお聞きしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

なぜそう言うかというところでですね。要するに生活保護とやはり関係していくんですよね。例えば生活保護まではいかないけど、そういうこの一時的な福祉資金を活用をして、そして、いい方向になった場合はそれでオーケーです。ならなかった場合は、ある意味、生活保護というふうにつながっていくわけですので、要は生活保護の受給にしても、やはりその生活福祉資金で一応建て直す。それが無理だったら生活保護ということになりますので、生活保護が決定をされれば、今度は福祉資金のほうも、逆に言えば、返済しますので、緊急小口なんかの場合は特にですね。例えば、5万円

をお借りしました。生活保護が決定をしました。しかし、もう返せないってなればそれで終わりですけど、やはり、借りたものは返すというのが、あくまでも常道ですので、やはりそういう連携という点ではですね、やはり把握が必要ではないのかなということをお願いしておきたいと思っております。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

ただいま御質疑がありました社会福祉協議会が取り扱っております今回のコロナに関する特例貸付けにつきましては、窓口といたしましては市の社会福祉協議会が取扱いはいたしますけれども、実際の貸付けは都道府県の社会福祉協議会が予算化して実際貸付け、返済等を受け付けておりますので、市の社会福祉協議会が直接的に金銭のやりとりといたしますか、支給決定あるいは免除、猶予というような手続を決定をする権限はないものだというふうには承知しております。

○委員（木野田誠君）

3ページですね、霧島温泉健康増進交流センターのですね、工事請負費が上がってるんですがこれはどういう工事を計上されてるのか教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

工事の内容を御説明申し上げます。令和3年度に大浴場の天井盤を支える部材の腐食が原因で天井の一部が落下したため緊急的に天井盤を除去しております。除去したことによりコンクリート部分があらわになっており、温泉成分の付着によりまして屋根コンクリートの腐食が懸念されています。屋根構造分の保護のため天井の改修を行いまして、あわせて天井裏を適切な換気が行えるようにするよう工事をします。施工箇所は大浴場の天井と二つあるサウナ室のうちの1部屋を改修する予定であります。

○委員（野村和人君）

同じく3ページの社会福祉施設総務管理事務事業、それから、横川、溝辺のほうの話なんですけども、こちらの備品購入費が新たに計上されている分でございます。こちらの内容横川についても、公有財産購入費ということ。溝辺についても修繕料と計上されている分について、御説明をお願いします。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

まず、社会福祉施設総務管理事務事業の備品購入費300万円の内訳でございますが、溝辺、霧島、横川、3温泉施設がございます。予算にあるように3温泉があります。そこで券売機がございます。券売機が新紙幣対応の券売機1台当たり約100万円を計上し3施設分の300万円分を計上しているところでございます。それと横川健康温泉センター管理運営事業費の公有財産購入費、190万円なんですけれども、これはエアコン1台を購入したいと考えて予算計上いたしております。あと、溝辺温泉センターの修繕費につきましては、温泉センターのろ過装置、シーケンサー制御盤、その改修工事を、修繕工事をしたいと思っております。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の2ページ中段に保護司会支援事業というのがありますが、こちらのほう保護者というのはよく私も名前を聞くんですけども支援というのはどのような内容なのか、もう少し説明してもらえますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今ありましたように令和5年度の予算を130万6,000円。始良保護区保護司会霧島支部に支出を予定しているところでございます。活動の内訳としましては、7月に社会を明るくする運動という強調月間がございます。そのとき、そのときに普及啓発活動をしていただくための活動費として今回130万の予算を計上しているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと話を聞くと、なかなか保護司になる方もなかなか今いらっしやらないというようなこと

なんですけども、もう少し、このようなところも、市のほうからも、その手助けができるといいなと思うんですけど、その辺のところはどうですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今申し上げましたように、始良地区保護区の定数が88名です。うち73名が今、保護司として活動していただいているところです。内訳申しますと、霧島市が46名、始良市が21名、湧水町が6名になります。先ほど民生委員でも申し上げましたように、随時、定数に充てるように、募集をかけているような、保護司会のほうで欠けているような形ではありますけども、なかなか大変な業務ということもありまして、今、委員がおっしゃるように、ありていになるする方がなかなか見つからないというのが現実だと考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

やはりこの保護司の方々から話を聞いても高齢にやっばりなってきたるようですのでまた、やっばり犯罪を起こされた方たちの社会復帰というためには、非常に大切なことだと私は考えております。また、その辺のところも十分また考えられて、また検討していただければと要望しときます。

○委員（久木田大和君）

関連でこの保護司の費用負担とかっていうのは、例えば市のほうで見るとそんなに上がってないんですが例えば県から活動の費用負担などがあるのかということと、あるとすれば幾らぐらいあるのかについてお示してください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

保護司については、保護司法に基づきまして、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ということで、実質的に民間のボランティアになるところです。保護観察官、更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員の方と一緒に協力しまして、保護観察、生活環境整備、犯罪予防活動を行っていらっしゃいます。なお保護司は、給与は支給されませんが、活動に応じて実費、費用弁償が支給されております。ですのでその保護される件数によって、単価が決まっております、その活動費用に充てていただいていると思います。その単価の詳細につきましてちょっと把握していないところです。

○委員（久木田大和君）

先ほど川窪委員からもありますけれども、成り手不足の要因としてもこういう実費のみで、ボランティアでやっていただいているというような状況があらうかと思っておりますのでそういうところも、市としても、できる部分がどれぐらいあるのか分かりませんが、なって負担が大き過ぎてもうやめてしまうというようなことが場合によってあらうかと思っておりますので、そういうことも含めて、十分な対応ができるように支援をするようお願いをしておきます。

○委員（木野田誠君）

温泉センターのことについてお伺いしますが、予算外と言われるかもしれません。料金設定についてですけども今温泉センターが霧島でいうと380円、1人ですね。家族湯を併設してるわけですけどもこちらのほうは、2人入った場合、380円掛ける2よりも安いんですね。で、言われたのは、家族湯2人入った場合、380円掛ける2よりも高い料金で設定してほしいというようなことを、指定管理をされてるところの職員の方から言われたんですけども、この料金設定はどういうようなことを根拠にして家族の料金設定をされているのか、教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

料金設定につきましては、前回の12月議会で使用料改定の議案を提出しておりまして、議案を可決いただきまして、来年度の使用料を算定したところでございます。

○委員（木野田誠君）

ですから予算外の質問だというふうに言われることを心配して言ってるんですけども、要は、家

族湯を使った場合、2人入った場合、1人の料金、掛ける2よりも安いと言われました。この辺を検討する余地はないかどうかということです。

○保健福祉部長（小倉正実君）

委員がおっしゃるようにどちらがいいのかというのは、はっきり私も考えあぐねているんですけど結局、家族で入るからその分割安になるということ等の考え方は、個人で使われる分あるいは、家族で一緒に入っていたきたいということで、家族湯等の設定もある部分がありますので、一概に、2人分の料金より高いか安いのかどちら判断がいいかというのは難しいのかなという部分があると思います。ただ、料金設定につきましては、12月議会でも議案として提案させていただいたとおり、その施設の実際経費等を勘案した上で、施設の経費等がどれぐらいあるかというのを勘案した上で、それが公的なものなのかあるいは民間でもできるものなのかという区分等に応じてその負担割合を設定して、各施設の料金を設定するとともに、温泉施設であれば霧島市でもほかの市営の温泉等がありますので、そういう類似施設と合わせた上で料金設定を行っているところでございます。

○委員（木野田誠君）

質問はしましたが私もどちらがいいか分かりません。

○委員（野村和人君）

今もありました、温泉センターの関連なんですけども、昨年のときに、令和3年から4年に行くときに、横川の場合でいうと、229万円ほど指定管理料が増えたということで、この内訳が燃料費等だというようなお話があったと思うんですけども、今回はほとんど、変わらない状況でなっております。物価高騰、燃料高騰、いろいろあってほかのところでも、指定管理料って上がってきているところなんですけども、こちらの3施設に関する指定管理料は大丈夫なのか確認をさせていただきます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

指定管理料につきましては全ての施設社会福祉協議会に指定管理をしているところでございますが、社会福祉協議会と指定管理料の内訳については、来年度予算策定時に協議をしながら、この指定管理料を定めておまして、年度末については、指定管理料の精算も行っているところでございます。よってこの指定管理料の中で、足りると考えて予算を計上しております。

○委員（野村和人君）

燃料費高騰等の状況は加味したということによろしかったですか。確認です。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

価格高騰等も加味した上で社会福祉協議会と協議を行いまして指定管理料を定めてございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の災害救助費の中で、法定については、法律に基づいた、救助の施策ということで理解をするんですけど、この法外のほうですね。これは霧島市の場合はどのような要件で、救済をするという。あくまでも災害見舞金なんですけれども、どのようになっているのか、確認をさせていただきます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

災害に遭われて死亡があった場合につきましては、亡くなられた方が1人につきまして10万円。住家が、全焼、全壊の場合は、1世帯につきまして5万円。罹災によって著しい負傷を負われた方につきましては、1人につき3万円。住家の半焼、半壊につきましては、1世帯につき3万円。住家の一部類焼につきましては、1世帯につき1万円を支給しているような状況でございます。

○委員（前川原正人君）

取扱規則でうたってるんですか。私も、そこまで見てないので、確認をさせていただきたいんですけど。条例だったですか、それとも取扱い規則どちらのほうだったんでしょう。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

条例になります。

○委員長（鈴木てるみ君）

保健福祉政策課の質疑を終わります。続きまして、生活福祉課への質疑を始めます。質疑ありませんか。

○委員（木野田誠君）

行旅病人についてお伺いします。ここ二、三年、毎年あったのか、その数、それから令和5年度は何件を予定されてるのか教えてください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

行旅病人につきましては、令和2年度実績が1件、令和3年度実績、0件、令和4年度実績は0件です。急なこういった行旅病人等に対応するために、令和5年度においては、40万1,000円は2件分を、算定しているところです。

○委員（池田綱雄君）

生活保護受給者についてお尋ねいたしますが、全国的にそういう受給者が増えているというような報道があるんですが、霧島市においては、過去3年間の受給者の人数を、世帯でもいいですけど、教えていただけますか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

生活保護世帯につきましては、令和2年度が1,484世帯、令和3年度が、1,537世帯、令和4年度が、令和5年度1月末の状況ですけれども、1,580世帯となっております。令和2年度と令和3年度につきましては、年の平均となっております。

○委員（池田綱雄君）

増えているようでございますが、何年か前に、現場で、労働者が腰を痛めて、仕事が出来んと、生活保護を受けたいというようなことがあったんです。そして、生活保護を受けるに当たって、月18万円もらうようになりました。そうすると1か月、ずっと勤めてるより高いわけですよ。だからこの人はもうずっともらうんじゃないかなと思っておったら、6か月ぐらいしてから、治ったから、生活保護やめましたと、言うてきましたので、感心だなあと思ったんですが、そういう脱退者が、年にどれぐらいいるのか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

令和4年度につきましては、1月末現在で169世帯の廃止がなされています。これは、死亡等も入っている全体の数字です。令和2年度が166世帯、令和3年度が211世帯でした。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の5ページの1番下の段にある被保護者就労支援事業についてなんですけど、なかなか就労できないということの支援をされるということなんですけど、就労支援員が2人ということになってるんですけども、霧島市全体として、どれぐらいの方がいらっしゃるのか、お示ください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

就労支援している人数ということでよろしかったでしょうか。就労支援が令和4年度におきましては、4月から1月末までに延べ1,002件の就労相談、支援指導等を行っております。

○委員（川窪幸治君）

指導1,002件、かなりの数だと思うんですけども、この中で、やはり社会復帰のできた方っていう事例があれば、何件ぐらいあったのかお示ください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

1月末現在で、就労支援事業により、就労出来た方が37名となっております。

○委員（前川原正人君）

5 ページの中で、生活福祉資金いわゆる、扶助費として、各予算が出されているわけですがけれども、あくまでも生活保護の受給というのは憲法第25条に基づいた、一つの国の施策であって、それに対する国県市の負担があるわけですがけれども、例えばあくまでも基本的には申請主義と、ただし職権による方法も当然考えられるわけですね。だからそういうのもこの予算の中には、盛り込まれているという理解でよろしいですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

職権での開始も含まれています。

○委員（前川原正人君）

そうなりますと、今までの職権で保護をし、この受給をしていただく、そういうことが、これまでの中で、そんなにはないと思うんですけど、そういうのが、事例としてあれば、御紹介いただければと思います。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

職権で生活保護を開始する場合は想定されるのが、急な入院等で、その方の判断能力等、確認がとれない場合など、また急を要する場合には、職権で開始ができるようになっております。ただ、職権で開始しても、調査はほかの件数と同じように調査しているところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは以前、クーラーがあったら駄目だとか、それから携帯電話を持ったら駄目だとか、今までの歴史があって、厚生労働省のほうが、大体7割8割の国民が所持しているものについては、生活保護としても認めましょうということで、大分緩和されてきた歴史があるんですけど、今、霧島市の中で、原則、車を持ったら駄目だというのが一つのラインにはなっているんですけど、大体霧島市で車を持っていて、保護決定をされているのが、全体のどれぐらいの件数、パーセンテージでいいんですが、お示しいただければと思います。時間がかかるようでしたら後でいいです。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

パーセンテージ等につきまして、まとめて御回答いたします[18ページに答弁あり]。

○委員（野村和人君）

同じく、生活保護総務管理事務事業についてですが、こちらのほうが、今回、委託料のレセプト管理システム、それから、賃貸携帯端末と、それから備品購入など、割と、前回よりも、計上されております。で、報酬についても、増額されております。このシステムを導入される新たなシステムを導入されることなのかなというふうにも思うんですが、そこらについて御説明いただけますでしょうか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

今回、医療扶助のオンライン資格確認の導入事業ということで、マイナンバーによるオンライン資格等の確認を導入するために、システム改修を行うこととしております。システム改修にかかる費用としまして、347万5,000円を計上しております。その関連で、マイナンバーの取得、マイナンバーを使って医療扶助の実施をすることになりますので、マイナンバー取得のためのパソコン、タブレット等をリースすることとしている。あと、モバイルルーターの通信費等が増えております。また、このマイナンバーと、現在のシステムとの統合するための端末は2台分、87万1,640円を、計上しているところです。

○委員（野村和人君）

今回のこのシステム改修で今後、省力化につながっていくのか、御説明をお願いします。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

現在、保健証のかわりに医療券というものを、受診のたびに発行しているところなのですが、マイナンバーカードを持ち、こちらで対応することによって、医療券発行の費用であったりが少し減

るのかなど。本人たちの負担も減るかと考えられております。

○委員（木野田誠君）

先ほどの池田委員の質問の中に脱退者（保護を廃止した世帯）の数字を挙げていただきました。令和2年が166年令和3が211、令和4年が160、この脱退者は死亡とか、市外に異動された方が入ってるんですか。純粹に霧島市に住んでいながら、生活保護はもう受けませんよというような辞退された方なのか。その辺を教えてください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

令和3年度に廃止が211件ということでお答えしたのですが、そちらには、死亡、転出等の人数も含まれております。内訳が、必要でしょうか。3年度の、211件の内訳は、まず、傷病の治癒が2件、死亡が92件、失踪が3件、働きによる収入の増加又は取得が40件、社会保障給付金の増加10件、仕送り等の増加1件、親類縁者等の引取りが4件、施設入所が10件、医療費の他方負担が2件、ケース移管、これは、他市他町に転出した場合に、移管したケースが9件となっております。あとその他が38件で、主な理由に多いのが普通の転出。移管せずに転出された方が、10件となっております。

○委員（木野田誠君）

死亡も92件とかなり大きい数であります。それと6ページの扶助費のところなんですけど、生活保護っていうと我々はすぐ生活扶助だけを考えるわけですけども、今ここに上げてある扶助費をいろいろ組合せて支給されてると思うんですけど、支給額、この扶助費を全部合わせて、いろいろな人によって違うと思うんですけども、年間最高額を給付されている方、それから最低額を給付されている方、それから平均的な数字が出れば、お示してください。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

最高額、最低額に関しては、まとめていないところではございますが、最低額というのが、全く保護費は、こちらからは支給していないのですが、年金等がある方で、一部だけ医療費が安くなったりする方たちもいらっしゃいますので、平均等がなかなかつかみづらい状況であります。

○委員（木野田誠君）

今初めて聞いたんですけども生活保護っていうのは、病院の医療費だけをもらっていらっしゃる方もいるっていう今の話でいいんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

保護費の算定上は、生活費も医療費も全てを含めて算定するのですが、それに対して収入が幾らかあるかによって、生活扶助費として出せる部分と、医療費のみになる方がいらっしゃるのが事実です。例えば、入院をされていらっしゃる方が、基本的に2万3,150円が生活費なんですけれども、それに対して、例えば、年金が5万円あったとします。入院をされている方ですので、例えば40万円ぐらい、本当は10割でかかるところを、その差額の2万幾らを払っていただくという形になるのが、保護の仕組みとなっております。

○委員（前島広紀君）

今のところなんですけれども、6ページの生活保護扶助費31億8,500万円に関してなんですけれども、口述の4ページの下のほうに、特定財源として、国庫負担金23億8,875万円及び県負担金1,655万4,000円を充当していますということなんですけれども、この割合、国庫負担金23億は、75%ぐらいなんですよね。県負担金は、0.5パーぐらいなんですかね、これは毎年この割合というのはこのぐらい、同じ割合なんですか。それと残り7億7,970万円は一般財源なんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

国の負担につきましては、4分の3が負担となっております。県費の分につきましては、霧島市にいらっしゃらなかった方であっても、生活保護を霧島市が実施機関としてみないといけない場合があります。例えば、住所は霧島市になかったのですが、長期で入院された方たちを霧島市でみない

ればならないといった場合に、県が負担をすることになります。これが、県が4分の3をみることになります。なので、毎年、そこは変わってくる部分がございます。一般財源となります。

○委員（前川原正人君）

生活保護の場合は九つの扶助があるわけですね。逆に言えば、例えば住宅扶助だったり、様々、九つの扶助があって一つじゃないんですけど、しかし、この中で、複数扶助を受けている人、それだけ二つだけとかたくさんある、いろんなケースが、一言で言えない部分があるんですけど、例えばこれを一つ一つの九つの扶助と見たときに、どれぐらいの一つ一つの件数になってるんですか。そこは、データとしては取ったことはない、ならないんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

扶助につきましては、八つになります。5年度に計上した生活扶助等にかかる世帯数を前年度などからの伸びを勘案して見ております。令和5年度の生活扶助は1万6,121世帯。2万482人に対しての生活扶助を算定しております。住宅扶助につきましては、1万4,882世帯、1万8,631人。教育扶助が859世帯、1,401人です。出産扶助と生業扶助、葬祭扶助につきましては、実績見込み等になりますけれども、出産扶助が12世帯12人、生業扶助が541世帯、675人、葬祭扶助が28世帯、28人、そして医療扶助1万2,434世帯、1万9,849人を算定しております。介護扶助につきましては、3,113世帯、4,401人で算定しております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、続きまして、子育て支援課、こどもくらし相談センター、公立保育園を一括して審査いたします。質疑はありませんか。

○副委員（久木田大和君）

令和5年度当初予算主要事業説明資料の17ページの拡充の中の送迎バスへの安全装置の導入支援というところなんですけれども、こちらの安全装置は後方に行ってボタンを押してとめるというふうなものだというふうに聞いてるんですけども、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

送迎バスの補助の対象になるブザーなんですけれども、基本的には今委員がもうおっしゃられるとおり子供たちが降りて、そのあと後ろにボタンが付いていてボタンを確認しながら行ってボタンをとめるという形になります。それを怠ったりした場合、例えば15分だったらブザーが鳴るとか、それがまた、それでも確認できない場合は車外向けにブザーが鳴るとか、そういう形の機能が付いているものが、ガイドラインに載っていてそれが補助対象になるということになります。

○副委員（久木田大和君）

現在、この説明資料の中の9ページの放課後児童健全育成事業とあと15ページのほうで設置が義務化されている施設と義務化されていない施設と両方計上されているわけなんですけれども、この補助によって市内にある保育場等が運用しているバス等はほぼ全ての施設のバスについて対応しているというような状況になりますでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

予算計上に当たりましては、それぞれの対象施設のほうに事前に聞き取り調査等を行っております。その上で今回計上させていただいております。

○副委員（久木田大和君）

認識としてはバスには、全ての施設で設置をされるということでもよろしいでしょうか。自分たちの費用、施設自体で独自にそのまま付けられるという箇所等もあるのか。ほぼ全ての施設の分がこの費用の中に計上されているという形がいいのか。御説明をお願いします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

先ほども説明いたしました、基本的に聞き取りを行っております。保育所等につきましては設置が義務化されております。放課後児童は努力義務となっておりますので、今、それぞれの施設が所有している、希望する車についてはですね設置されるというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

ただいまの送迎バスの補助の件で、それは、今、それぞれの事業所の負担額があるのかなのか。教えてください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

国が補助基準額を示しております。保育園等については17万5,000円。児童クラブについては8万8,000円となっております。基本的には補助基準額になりますので、それ以上の施設をつける場合は補助対象外になりますので園の手出しが発生します。同様に児童クラブの場合は義務化ではございませんので、保育園等の約半額の補助という形になりますので、自己負担が発生することになります。すいません、補足になりますが17ページの資料を、先ほど、副委員長が言われた17ページの資料を見ていただきたいと思います。ポンチ絵のほうの資料になるんですけども、当該資料の中で3番の事業費内訳というところで、児童クラブが10万円掛ける20台。保育園が18万掛ける36台という形で、予算を計上しているんですけども、このことにつきまして私が今、17万5,000円等々の金額の説明をしたんですけども、こちらにつきましては、予算の調整をした後にガイドラインもしくは国の補助要綱によって補助単価が決められましたので、予算要求時期に間に合っておりませんので数字の差が出ておりますので御了承ください。補足で。先ほど副委員長の質問の中に出てまいりましたガイドラインの中の部分で15分以内に車外の警報ということで説明いたしましたんですが、そのほかにも子供等がいたずらできない位置に警報装置を設置することとか、十分な耐久性、暑さ寒さに耐えるものであることとかいう部分の補足ガイドラインについては、説明もありますのでそちらを満したものが補助の対象になるものです。

○副委員（久木田大和君）

関連なんですけれども、実際にこの施設を設置する場合の実際の価格というのは、どれぐらいのものが想定されているんでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

国が補助基準額を出すときに最初定額という形で示されておりました。その定額の根拠といたしましては、国のほうで市場調査をして基本的に省令等で定められた、義務づけられた設置になりますので市場価格に見合った補助基準額が定められたものと考えておりますので通常は自己負担が出てこないものと考えております。ただ施設によってはいろいろな設備をそれに取付けた場合それ以上のほうが出てくる可能性は出てくると考えております。

○委員（野村和人君）

今の設置の機器なんですけども、今最後のところのイメージのところを書いてある自動検知式と降車時確認式こちらはそれぞれ自由に選んでいいということになるんでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

国が示したガイドラインには2種類と決められておりますのでどちらかを選んでいただく形になります。

○委員（木野田誠君）

当初の部長口実です、保健福祉部の予算は280億1,368万円という口述があったわけなんですけども、子育て支援課の予算がこのうち幾らか分かっておれば教えてください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

少しお時間をいただいてまた後ほど回答させていただきます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

令和5年度の子育て支援課の予算額、総事業費で112億5,327万3,000円になります。

○委員（野村和人君）

11ページの子育て環境改修等事業について、昨年も84施設に100万円ずつということで計上されておりまして、今回はどの施設で、かぶるのか、また、昨年度改修されて、また今年も改修するべき事項があるのか確認をさせてください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

令和5年度に要求している施設につきましては、今年度実施していない施設になります。32施設に対しましてトイレとか蛇口等の簡易の改修にかかる経費のほうの補助することになっています。

○委員（前川原正人君）

子育て支援課の関係で予算説明資料の7ページになります。先日の本会議の中で、屋外が4万8,000人。屋内が5万5,000人という利用がありましたという報告といますか答弁があったわけですが、これはあくまでも、何ていうんでしょう、目視なのか何かその統計的に、何かこう、そこに場所に何かメモを置くとかそういう形での積算になっているんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

屋内施設につきましては入館の際にカウントできてるんですが、屋外施設の場合は実際は目視で1時間ごとにカウントしてる状況です。ですので重複している方も当然おられると思ってます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですねその会員登録が先日も、令和4年、昨年12月の末で7,556世帯が登録をされていると。これは各個人でやってるんですか。その登録の仕方ですね。ただ、家族でいけば1世帯として見ているのか、それともどういう形態での登録になっているのかお示しください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こちらのほうも入館の際、初めての方には登録していただいています。世帯当たりでカウントしておりますので家族全員1世帯という形でカウントになっています。先ほどの私の説明の中で11ページですね子育て環境改修等事業で32施設となりましたが、これは保育所等が32施設で児童クラブが29施設になります。児童クラブなんですけど29クラブの34単位分です。34単位分の状況になっております。

○委員（野村和人君）

とすると、昨年は100万円ずつだったんですけど今年は大分削減されているということになりますか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

先ほど委員がおっしゃられたとおり2年連続の対象ということにはなりませんので、今回1回きりの補助金となっておりますので、昨年度実施していない施設が対象になりますので予算が昨年度よりも下がっているという形になります。対象基準の100万円は変わっていません。補助基準の100万円は変わっていません。

○委員（野村和人君）

今年の6,600万。8,400万。32施設と児童クラブを、32が保育で、児童クラブのほうは34ですよ。その66か所。分かりました。

○委員（前川原正人君）

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、予算説明資料の7ページになります。保育所等の整備事業ということで負担金補助及び交付金4か所ということなんですけれども、これは保育所はどこになるのかですね。そしてその補助基準がどの程度になっているのか。さっきちょっと聞き逃したような気がしましたのですいません確認してください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

保育所等につきましては全部で4施設になります。1件ずつ申し上げます。まず令和4年度から令和5年度にかけて実施している心悅認定こども園、補助金額が1億2,517万4,000円。次が、仮称認定こども園国分愛の園幼稚園、補助金額が2億217万8,000円。次が、仮称認定こども園第2高千穂幼稚園、補助金額が1億7,890万6,000円。敷根わらび保育園、補助金額が1億2,082万3,000円になります。

○委員（前川原正人君）

ということは補助率でいけば大体どれぐらいになるんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

認定こども園につきましては国と県の、保育園につきましては国の補助金となっております。それぞれ国県とも2分の1補助金になります。1番最後の敷根わらび保育園だけが保育所になりますので、こちらだけが国の補助金が2分の1のみ、残りにつきましてはそれぞれ保育所部分、認定こども園部分、いわゆる幼稚園部分がそれぞれ事業対象もしくは補助基準に対して2分の1の補助金が出るということになっております。

○委員（前川原正人君）

補助金が給付されるとなると、いわゆるその補助金適正化法の期限がございますよね。これも従来どおりの大体10年ぐらいですかね、事業によってはまた違うんですけど、この場合はどれぐらいの適化法の制約があるんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

適化法につきましては建物の耐用年数によって決められてまいりますので、すいません手元に資料がないんですけれども、通常で考えれば鉄筋コンクリート等であれば約50年間になります。10年経てばそれぞれの省庁と協議をすることによって、譲渡とかした場合は基本的にその差額を国庫返納しないといけないんですけれども、状況によっては、例えばAという園がほかのBという園にに渡したりする場合とか、それぞれ保育業務をつなげていく場合、幼稚園業務をつなげていく場合については、補助金の返納等が免除される場合もありますけれども、おおむね10年を超えない前にその事業を手放したりすると補助金適化法の関係から補助金の返納というのが出てくる場合があります。

○委員（前川原正人君）

心配なのはですね、例えばその補助金適化法が該当になったときに少子化が進んでいってですね、あとは国との協議になっていくと思うんですけど、そういう説明もされているんですか。補助金があるからよかったよかった、少して、2分の1補助だから園の手出しが少なくなるよねっていうことで、喜ぶべき部分もあるんですけど、万が一のこの転ばぬ先の杖という点ではそういう説明等も行政としては、補助金を出すのはいいけど、そこまでちゃんと言及をされていらっしゃるんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

社会福祉法人がほとんどの場合、事業主体になりますので補助金をもらったら適化法に影響するというものは十分に御承知を得ていると考えております。加えて市といたしましては国から補助金等の要綱が交付された場合に、それぞれの施設にその要綱のデータを送付しまして、当然にその事業を行う場合はその内容を確認するように努めているところです。

○委員長（鈴木てるみ君）

すみません。ここで休憩しようと考えているんですが、まだ質問があれば休憩して、なければここで——ありますよね、まだ。それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前10時49分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

先ほど前川原委員からありました質問についてお答えいたします。自動車の保有の関係ですが、1月末現在1,580世帯のうち、自動車を保有している世帯が51世帯、そのうち18世帯は保有を容認しております。そして11世帯が処分保留。これは、一時的に、生活保護を抜けるまでの間、様子を見るという形の取扱いになっております。そして、保有が容認されていないのが22世帯です。

○委員（有村隆志君）

今のちょっと聞かしていただいて自動車の保有は、基本、霧島市の場合は駄目だということで、地域によっては、いいところもあつたりしますよね。鹿児島県内では、保有を認めている理由はなんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

自動車の保有を認めている世帯の主なものに、まず就労のために、公共交通機関を使えない又は変則勤務なので、どうしても自動車が必要な場合は、ケース検討会議により保有を認めているところです。また、障がい者の方であつて、公共交通機関の利用が難しい方たち、また、傷病のために、遠くの医院に定期的に行かれる方で、経費等が賄える形については、公共交通機関より、その方の持ち出しが少ないのであれば、利用を認めているところです。

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは引き続き、子育て支援課、こどもくらし相談センター、公立保育園を審査してまいります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

説明資料の15ページの保育所等におけるICT化推進事業についてお伺いします。こちら、何件くらいの園が対象になっているのでしょうか。あと、どういった、事業がなされるのかについてお伺いいたします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こちらのほうは11か所分の要求をさせていただいております。内容につきましては保育に関する計画であつたり記録であつたりとか、あとは子どもの登園管理、そういったもののICT化を図りたいということでございます。

○委員（前川原正人君）

説明資料の15ページになるんですが、保育園関係の送迎バスのブザー設置、安全対策上設けるといふことで理解するんですけど、要はこれに対する研修等もやるべきだといふことで、国のほうは通知を出していると思うんですけど、どのような方法で研修を実施を、1回で終わりではないと思うんですね。そういう内容等についてどのように進めていくお考えなのか。お示しいただきます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

ブザーの研修ってことでよろしかったでしょうか。

○委員（前川原正人君）

ブザーの研修ではなくて、ブザーを設置するイコール、安全対策のための保育園が行う研修ということなんです。だから、先ほどから出ている、やはり補助を出すわけですので、それなりの安全対策の基準を設けて、そしてそれなりに行政が中に入って、そして安全を担保するということが当然求められるわけですね。あとは保育園任せでは、やはり問題が残りますので、そのあたりの対応策を市としてどのようにお考えですかということをお伺いしているわけです。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

子どもの置き去り等の件につきましては、令和3年令和4年において、バスの中に子どもが置き去りにしてしまったり亡くなってしまわれるという痛ましい事件が起こった中から、児童福祉法の改正で今回は、安心安全プランをつくりましてその中で、国のほうが指導、通知等を行っているところになります。そのような中で、先般、条例改正のほうでも提案したんですけれども、国の省令等の改正がされまして、安全という部分が、市の小規模保育事業所の場合は、義務づけされるとともに、認定こども園、保育園につきましても、県の条例等が改正されたところです。その中で、安全計画をつくるという形になっておりますので、その安全計画をつくる中で、それぞれの安全対策が確保されるものと考えています。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったように、先日の議案の第7号ですね。この中の12ページの中で、学童保育の車両も、同じような対応していくという、大枠では。ただし、学童保育の部分についてある意味、甘いと言ったらいかんですけれど、ほかの保育園なんかからすると大分、やわらかく対応ができるようなふうにも思えるわけですが、総じて言えば、学童保育であろうが保育園であろうが幼稚園であろうが、同じ子どもを預かる施設としては、共通課題だと思えますね。だから本来であれば、そこは、子供たちの安全、安心を守るという点では、共通した事項ですので、行政がやはり、この指導権とかイニシアチブをとって、ある一定程度、一つのラインというのを引くべきではないのかなと思うんですが、その辺の考え方については、今回の、今度の予算を受けて、検討が必要ではないんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

今、委員のほうからおっしゃられた点についてなんですが、こちらとしましても、そういった国とか、そういったところは、通知が来るたびに、そういった関係施設のほうには、再度、こちらが周知徹底を図っているところがございます。そういった形で、引き続きですね、安全管理についても、お願いしてまいりたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

13ページの中2段目。子どものための教育保育給付事業で、57億3,881万6,000円ということなんですけれども、認定こども園、保育園、小規模保育事業所、幼稚園等の施設に対する施設型給付費による財政支援っていうのはまずどういうことなのかと。さっきの57億の中の幾らぐらいがここにあるのかお示してください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

資料13ページにあります。施設型給付費というのは、簡単に申し上げれば、保育園の運営費、人件費、管理費で保育をするために必要な経費ということになります。後段の質問が、これが扶助費で57億円すべてが施設型給付という形になりますので、内訳で申し上げますと、施設型給付費という部分が、それぞれの給付費の扶助費の名前になりますので、全額扶助費という形になります。

○委員（前島広紀君）

その続きなんですけれども、幼児教育保育の無償化による保護者の経済的な負担軽減等を図ることで子どもたちの健やかな成長や保護者の仕事、子育ての両立を支援しとあるんですけれども、扶助費を施設に払うのか、それともその保護者に支払うのか、どちらですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

法律で言えば、保護者に払う形になるんですけれども、代理受領という形で、市としては、施設に払っております。

○委員（前島広紀君）

扶助費の内容としていろいろ私立保育園とか認定こども園とかあるわけなんですけれども、これは幼児教育保育の無償化ということで保護者に払うのを施設に代理で払ってるという話だろうと思

うんですけれども、その金額というのは決まってるんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

幼児教育保育の無償化と新こども子育て支援制度で、通常、幼児教育無償化は、令和元年度の10月から始まったこととなります。それ以前も、保育所に対する運営費の補助というのを行っておりますので、内容といたしましては、通常行っていた運営費の補助費にプラスして、幼児教育無償化が始まったので、その保育料の分までをプラスして、それぞれの保育園、幼稚園、認定こども園のほうに支払われる形になります。金額につきましては、国が定める法定価格において決められておりますので、施設の規模、子どもの数。それぞれを、いろいろな根拠をもとにして、法定価格が定められておまして、それをもとに、それぞれの施設に支給されることとなります。

○委員（藤田直仁君）

13ページの障害児保育支援事業の拡充のことについて、少々お聞きしたいんですが、こちらの主要事業資料のほうにも、18ページに出ていますけれども、既存の障害児保育補助金、それから軽度障害児保育補助金、それから新規で療育支援児保育補助金、障害児保育円滑化事業補助金。二つ追加されているようですが、前の二つの分を含めて分かりづらいので、どういうことか、対象者等の詳細説明をお願いいたします。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

今、委員がおっしゃられた資料18ページを御覧いただければと思います。続けて説明させていただきます。まず、既存事業の障害児保育補助金ですが、対象児童が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当をもらっている子ども若しくは身体障害者手帳の3級以上受けているもの、若しくは、療育手帳制度に基づいて、療育手帳のAⅠ、AⅡ、BⅠの交付を受けて児童が対象になります。続きまして、軽度障害児保育補助金となります。これは、現状の補助金の名前で言いますと、霧島すこやか保育事業という名称を、名称変更したものになります。対象児童が、身体障害者手帳の4級以下を受けている児童、療育手帳のBⅡの交付を受けている者が対象になります。療育支援補助金につきましては、ポンチ絵に書いてあります通り、障害児通所給付、いわゆる障害児の通所支援を受けている子どもが対象になります。後に、障害児保育円滑化事業補助金につきましては、障害児、軽度障害児、療育支援児の子どもたちを4人以上保育をしている施設に対して、補助金を支給するという形の補助金となります。

○委員（藤田直仁君）

3番目の療育支援のことなんですけれども、このところに説明書きに加配された対象児童数、対象児童2名に対しては、保育士の加配は1人で、注釈として既存のって書いてあって、そこに1名に対して1名という形になってるんですけれども、プラスアルファちょっとここ、逆に分かりづらかったんですけど、ここについて説明をお願いします。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

既存の補助金、先ほど申し上げた二つの障害児保育補助金、軽度障害児保育補助金につきましては、障害若しくは軽度障害がある子どもにつき保育士を1人加配しないと、補助の対象にはならないです。先ほど、前島委員から法定価格の質問があったんですけども、法定価格上は配置される先生の数が決まっておまして、それ以上に加配した場合、補助金を支給します。それが一対一だったんですけども、療育支援補助金につきましては、療育に通ってる子どもが、2人に対して、保育士1人は加算すれば、もちろん対象になりますよという制度になります。

○委員（藤田直仁君）

つまりこれ施設に対しての補助ということなんです、児童に対してじゃなくて。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

見込みのとおり、施設に対する補助になります。

○委員（川窪幸治君）

12ページの一時預かり事業についてなんですけど、これだけじゃなくてですねほかにも、この1番下のように、新型コロナウイルス感染症対策15か所っていう、450万円というのがあるんですけど、このコロナ対策というのは、一定のものが決まっていて、こちらのほうから指定して行っているのか、それとも、独自で施設のほうにされてるのか、それはどのようなようになってるのですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

新型コロナウイルス対策の補助金につきましては、今、資料の12ページで申し上げますと、一時預かり事業、市内で子ども子育て支援交付金で行う事業、一時預かり事業なんですけれども、その事業を行うところに対して、行う事業所が、コロナ禍の中でも、継続して、事業ができるように、コロナ対策の補助金を交付する形になりますので、翌13ページを見ていただきますと、延長保育を行うところが45か所あって、そこに対して、同様に45か所分のコロナ対策の補助金を交付するという形になっております。

○委員（川窪幸治君）

では12ページでいくと大体15か所なので、30万円程度になっていくと思うんですけど、この中身というのは、施設側が組立ててるもので、こちらからこういうふうなのを、規定でやってくださいと言ってるものではないということですね。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

国の要綱の中で、補助の対象になるものが決められておりまして、一時保育等につきましては、1か所当たりの単価が30万円と決まっているんですけども、先ほど申し上げた13ページの延長保育につきましては、今度は利用定員で額が違っておりますので、30万円ではないんですけども、委員が御質問された内容につきましては、職員の確保、職員の感染対策予防とか、若しくはマスク、職員が感染を防止するために時間外、時間内を問わず消毒作業する部分の掛かり増し経費と言われるものんですけども、そのようなものが補助対象になりますので、構成をしているのはそれぞれの園、ただ、予算としては、限度額である金額を計上している形になります。

○委員（久木田大和君）

こどもくらし相談センターのほうにお伺いします。主要事業説明資料の20ページのひきこもりサポート事業についてお伺いいたします。生活困窮者自立支援事業の中で予算化をされている拡充の部分が、人員の配置が増になっているのかなと思うんですが、そこについての御説明をお願いしたいと思います。あと、扶助費について、大きく減になっている理由についてもお伺いいたします。

○こども・くらし相談センター主幹兼相談・支援第1グループ長（大窪修三君）

ひきこもりサポート事業について御説明いたします。ひきこもりサポート事業は生活困窮者自立支援事業の中の一つのメニューでございまして、ひきこもり支援推進事業の中で行っているものでございまして、相談だったり、居場所づくり、あと、関係機関のネットワークをつくったりという事業になるかと啓発事業という形になるんですけども、人員につきましては、ひきこもり支援につきまして、専任の会計年度任用職員を置く形で、ものを中心に、相談を受けたり場合によっては訪問等を行っていくというような形の事業を考えております。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

扶助費の減少分についての、御質問でしたけれども、この扶助費の減少分につきましては、住居確保給付金の特例の取扱いが終了するというような状況もございまして、本則の支給にかえっていくこととなります。これまではコロナの影響によりまして初回申請から延長、再延長、再々延長。再支給というような、3か月3か月3か月の支給をどんどん延長されていくような流れでございましたけれども、コロナの終息を見据える中で、この制度が終了するということから、必要な扶助費の予算につきましては、今回減少する形で要求をしているところでございます。

○委員（久木田大和君）

霧島市におけるひきこもりの件数というのが出てくるのかちょっと分からないんですが、相談件数とかっていうところで、現在増えている状況なのか減っている状況なのかということについてはお分かりになりますでしょうか。

○子ども・暮らし相談センター主幹兼相談・支援第1グループ長（大窪修三君）

当市におけるひきこもりの数なんですけども、ひきこもりにつきましては、100人100様と言われるように、個人個人で状況が違っているということもあります。また、あるいは家庭の中で、なかなか、表に出ないというような状況もございまして、今のところ実態の数を把握はできていないところです。相談につきましても、現在のところ当センターで受けたひきこもりの数につきましては、ひきこもりに特化して相談というよりは暮らし全体の話だったり、家庭全体の話だったりするものですから、ひきこもりの相談の数ということは、今のところ少し計上ができていないところです。

○委員（久木田大和君）

ということは人員の配置というところでいくと、そういう、ひきこもり等の認知件数であったり、把握されている件数などが増えてきたというよりは、全体のネットワークづくりの中で人員を増強していくというような形の認識でよろしいでしょうか。

○子ども・暮らし相談センター主幹兼相談・支援第1グループ長（大窪修三君）

国のほうが今、孤独・孤立対策というのを進めておりましてその中で、ひきこもりにつきましても重点的な課題として国のほうも考えておりまして、市町村に対してはひきこもり対策を強化するというようなことを求めているところもございまして、当市においては先ほど実態は把握できてないというところの回答いたしましたけども、もちろん潜在的に、ひきこもりの方がいらっしゃるというのは認識しておりまして、その対応のために体制を整えていこうということで、今回計上しているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

関連ですけれども、この、ひきこもり支援員の報酬とありますけど、これ何名ぐらいを考え想定して、この金額を出されてるんでしょうか。

○子ども・暮らし相談センター主幹兼相談・支援第1グループ長（大窪修三君）

1名です。

○委員長（鈴木てるみ君）

皆様にお諮りします。委員外議員からの発言の申出がありましたので許可してよろしいでしょうか。

○委員（宮田竜二君）

委員外から子育て支援課に質問します。説明資料の7ページ目、先ほど前川委員が説明された保育所整備事業なんですけども、これのちょっと効果がいかにどうかというのを知りたくてですね。保育園の定員数、令和4年度の定員数が幾らでそれが今回の令和5年度の予算ですと大体幾らぐらいに増えるというのを教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

心悅認定子ども園ですが、現在、定員95名に対しまして整備後は105名。10名の増になっております。続きまして、仮称認定子ども園第2高千穂幼稚園です。こちらの施設につきましては新たに創設になりますので66名の定員増となります。ほか2施設につきましては定員の変更はございません。

○委員（宮田竜二君）

大分増えるということで、ですね潜在的待機児童数を0歳児から5歳児までそれぞれ令和4年度は何人ぐらいいるのか教えてください

○委員（宮田竜二君）

令和4年度の潜在的待機児童数になりますが0歳児が19名。1歳児が29名。2歳児が21名。3歳児が7名。4歳児が7名。5歳児が1名合計84名となっております。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

先ほど今潜在的待機児童数で一番多いのが1歳児29名ということなんで、先ほど今回の整備事業ですもんね増える定員数が先ほど10名と66名で76名増員すると認識してるんですけども。この1歳児のほうの一番潜在的児童数が多いんですけども、ここに、施設として1歳児の定員数が何名増えるのか教えて

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

補助金の制度上1歳児2歳児という区分けではなく1号認定2号認定3号認定という区分けになりますので、1歳児が何人増えるかということにつきましては回答が難しいところになります。先ほど申し上げましたいわゆる0、1、2歳になりますので3号認定になるんですけども3号認定の増につきましては心悅認定こども園が3名、認定こども園愛の園幼稚園が15名、敷根わらびは変更はございません。最後に第2高千穂幼稚園が24名となります。ただ、第2高千穂幼稚園につきましては既存の高千穂幼稚園の人数を減らして新しく国分隼人地区、厳密には隼人地区に施設をつくることとなります。もろもろ利用定員につきましては新しく施設をつくったからといって、ほかの施設が減にはならないですよといういにはならないものですから。新しい施設をつくったところもあれば当然に利用定員を減らすところもありますので、一概に増え続けていくわけではない。それぞれ年度によって保育士の確保、施設の状況等を踏まえまして、利用定員の数は変わってまいりますので、一概に潜在的待機児童の解消に直結するということまではなかなか申し上げられないところなんですけれども。やはり施設整備をする上では潜在的待機児童の解消を求めて施設整備をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

一つはですね27ページになりますが、予算説明資料の、拡充で生活困窮者自立支援事業ということで、分析を、様々なそういう抱える問題の把握分析を行い、自立就労に向けた包括的、総合的な支援を継続的効果的に行っていくんだということで、こういうことなんですけど、これは、行政だけで全てやっていくのかそれとも、いわゆるほかの機関とも連携をしながらやっていくのか。この内容についてはどうなんですか。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

先ほどの御質問にもございましたとおり、今回のこの拡充事業につきましては、ひきこもり支援に関する部分の事業拡充というようなものが主となっております。これにつきましては、主な内容が相談員を雇用することに伴います予算措置の増額ということになりますけれども、先ほど説明いたしましたとおり国においてひきこもり支援につきましては、重点的に取り組んでいく方針が示されておりまして、各自自治体におきましても関係機関と連携をしながらこの業務に携わっていくという形を求められておりますので、令和3年度に関係機関とのプラットフォームというような支援のネットワークをつくりまして、令和4年度、現在、関係機関と協議を進めてきているところでございます。来年度におきましてもその充実にも努めてまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

それと29ページになります。公立保育園の運営事業ですけど、今回もですね会計年度任用職員を雇用をするということで予算計上しているんですけども、業務的には会計年度任用職員というのは補助的役割というのが大体、位置づけられているわけですね。しかし、この保育園の会計年度職員となりますとある意味資格を持って、技術的な部分で雇用をするというのがあると思うんですけども、正規の職員と、やはり若干の違いもあるんですか、勤務の形態等については、日数等に

ついてはちゃんと限界というか、定めがありますので、そこはいじれないないと思うんですがその辺についてはどうなのかお示しいただけますか。

○牧園保育園園長（鮫島政昭君）

会計年度任用職員につきましては、5年度につきましては、一応5名を計画いたしております。保育補佐員、これは資格を持った保育士の資格を持った方ですが1名。それと保育補助員、これは資格なしの保育士の補助をされる方が1名。栄養士1名。調理委員2名計5名になっております。それと補佐委員のほうは16日勤務で働いてもらうようになっておりますが、ほかの方についてはフルタイムで雇用するようになっております。

○委員（前川原正人君）

当然同じ会計年度職員でも給与形態は違うという認識でよろしいですか。

○牧園保育園園長（鮫島政昭君）

それぞれの役職で給与形態が変わっております。

○委員（池田綱雄君）

7ページのこども館の運営事業についてお尋ねいたします。補正でも質問あったと思いますが、入館者これの市外のほうが多かったように思うんですが、入館者の内訳をもう1回説明していた。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

令和4年度の2月末までの入館者につきまして、実利用者2万9,762名のうち市外利用者が1万4,115名となっております。市内の利用者は1万5,647名となっております。

○委員（池田綱雄君）

意外に思うんですが市外が多いということですよ。市外はどっからが多いんですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

人数はちょっと把握しておりませんが、鹿児島市、始良市からの利用者が多くなっております。

○副委員（久木田大和君）

先ほどの生活困窮者支援事業の中のひきこもり支援のところ、疑問というか、ひきこもりの支援をするための現状把握というか、そういった人数が潜在的にどれぐらいいるかとかっていうような把握とかってというのは国もしくは県なども含めてこの地域にどれぐらいいるかとかっていう把握などはなされているんでしょうか。

○こども・くらし相談センター所長（野崎勇一君）

本市にひきこもりに該当する方々が何名いらっしゃるというのは、明確な人数は把握はできていないところです。ただし、国においてこれまでの調査におきまして全国で約115万人程度のひきこもりに当たる方々がいらっしゃるというような数が推測されております。人口比でいいますとやはり本市内にもある一定数のひきこもり状態にある方々というものがいらっしゃるものと考えております。それらの方々を先ほど説明した中にもございますように、なかなか家庭内で生じている事象であって、対外的に実態を把握するというのは非常に難しいところもございますので、関係する機関と連携をしながらそういった方々の拾い上げであったりとか、今後の支援の在り方そういったものについて協議をさせていただきながらこういった形での支援が適切なのかというものを今勉強しているというような実態でございますので、今後適切な支援につながるように努めてまいりたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

今のひきこもりについてお伺いしますが、引きこもっている人は、私はひきこもりですって手を挙げる人はいないと思うんですけども、この、例えば市内でひきこもりの方を把握するためにはどのような方法でやってらっしゃるか教えてください。

○こども・くらし相談センター主幹兼相談・支援第1グループ長（大窪修三君）

ひきこもりの実態把握につきましては先ほどから述べているようになかなか表に出てこないというような状況もありますけども、民生委員の方だったりですね、あるいはそういう、サービス、福祉のサービス事業所の方とか、把握されているような状況もあるかと思っておりますので、今ネットワークをつくりながら関係性を深めているというところがございますので、そのような関係機関と個人情報に配慮しながらひきこもり状態にある方の情報を集めて把握に努めたいと考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、それではないようですので、保健福祉政策課、生活福祉課、子育て支援課、こども・くらし相談センター、公立保育園への審査を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時31分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、長寿・障害福祉課、保険年金課、健康増進課を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（山口清行君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。予算説明資料の16ページを御覧ください。（2段目）社会福祉総務費の自立支援配食事業には、障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるように、配食サービスと安否確認を併せて行う事業に係る補助金1,210万7,000円を、（4段目）介護保険特別会計繰出金には、一般会計から同特別会計への繰出金として18億9,676万6,000円をそれぞれ計上しました。17ページを御覧ください。（2段目）障がい者福祉費の重度心身障害者医療費助成事業には、重度の心身障がい者等の経済的負担の軽減を図るための医療費助成に要する経費2億6,975万3,000円を計上しました。18ページを御覧ください。（3段目）特別障害者手当等給付事業には、在宅の重度心身障がい者等の経済的・精神的負担を軽減するための手当支給に要する経費4,315万6,000円を計上しました。19ページを御覧ください。（1段目）地域生活サービス提供支援事業には、障害者総合支援法に定める地域生活支援事業のうち、サービス提供体制の充実を図るための経費3,816万6,000円を、（2段目）障害者自立支援給付事業には、日常生活や社会生活を支援するための居宅介護給付及び就労等支援給付などに要する経費30億6,086万5,000円をそれぞれ計上しました。20ページを御覧ください。（1段目）障害者自立支援医療費給付事業には、障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図るため、医療費の一部を公費負担するための経費2億1,792万1,000円を、（2段目）障がい者補装具給付事業には、補装具を必要とする障がい者等に補装具の購入及び補修に要する費用を助成するための経費3,343万5,000円をそれぞれ計上しました。21ページを御覧ください。（1段目）地域生活社会参加支援事業には、障害者総合支援法に定める地域生活支援事業のうち、障がい者等の社会参加促進を図るための経費5,867万8,000円を、（2段目）巡回支援専門員整備事業には、地域の子育て支援施設に発達支援の専門員が直接訪問し、保育や子どもへの対応について助言等を行うための経費395万3,000円を、（3段目）障害児通所給付事業には、障がい児等の療育や日常生活訓練等のサービス提供を行うための経費12億5,489万4,000円をそれぞれ計上しました。22ページを御覧ください。（2段目）成年後見制度法人後見支援事業には、成年後見制度の周知を図り、制度利用の支援・相談等を行う成年後見センターの運営に係る経費581万8,000円を、（3段目）障害福祉計画策定事業には、令和5年度をもって第6

期霧島市障害福祉計画・第2期霧島市障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、令和6年度を始期とした令和8年度までの3年間の計画策定を行うための経費258万円をそれぞれ計上しました。障がい者福祉費に係る特定財源としましては、国庫負担金の障害者自立支援給付費15億4,545万円など、国庫支出金を23億3,927万8,000円、県負担金の障害者自立支援給付費7億7,272万2,000円、県補助金の重度心身障害者医療費1億3,446万5,000円など、県支出金を12億8,844万5,000円、その他財源として、児童デイサービス報酬分、1,568万3,000円などを充当しています。23ページを御覧ください。(2段目)老人福祉費のシルバー人材センター運営支援事業には、高齢者の社会参加や就業促進に係る事業の運営支援などに要する経費2,040万円を、(4段目)老人クラブ連合会運営支援事業には、高齢者の生きがいがづくりや社会参加などを促進するための活動などに要する経費1,206万6,000円をそれぞれ計上しました。24ページを御覧ください。(1段目)長寿祝金支給事業には、長寿を祝福し敬老の意を表すための祝金支給に要する経費2,294万2,000円を、(3段目)いきいきチケット支給事業には、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図るための、はり・きゅう、あん摩マッサージの施術及び温泉や市民プール、バス、タクシーの利用ができるいきいきチケットの支給に要する経費8,276万9,000円をそれぞれ計上しました。25ページを御覧ください。(2段目)生活支援ハウス運営事業には、在宅での生活が不安な高齢者に対して介護支援、居住及び交流機能を提供し、安心して健康で明るい生活が送れるように支援する経費726万7,000円を、(3段目)老人福祉施設入所等事務には、心身の状況や生活環境、経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者が、心身の健康保持と生活安定、保護を目的に、養護老人ホームで生活するための経費2億6,498万9,000円をそれぞれ計上しました。26ページを御覧ください。(1段目)高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業には、令和5年度をもって第9期霧島市高齢者福祉計画及び第8期霧島市介護保険事業計画の計画期間が終了することから、令和6年度を始期とした令和8年度までの3年間の計画策定を行うための経費339万4,000円を計上しました。老人福祉費に係る特定財源としましては、県補助金の老人クラブ助成事業費727万6,000円など、県支出金を818万7,000円、その他財源として、老人福祉施設入所負担金4,490万1,000円などを充当しています。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○保険年金課長（宮永幸一君）

続きまして、保険年金課関係予算について説明いたします。予算説明資料30ページを御覧ください。社会福祉総務費には、(1段目)国民健康保険特別会計繰出金12億2,734万9,000円を計上しました。次に、国民年金事務費には、(2段目)国民年金事務において、国民年金制度の事務に係る経費730万4,000円を計上しました。次に、後期高齢者医療福祉費には、(3段目)後期高齢者医療事務において、後期高齢者医療特別会計繰出金や広域連合への負担金など21億4,851万6,000円を計上しました。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（小松弘明君）

続きまして、健康増進課関係予算について、主なものを抜粋して説明いたします。予算説明資料の31ページを御覧ください。障がい者福祉費では、霧島市こども発達サポートセンターにおいて実施している、発達に不安のある子ども・保護者等を対象とした事業に要する経費を計上しています。(3段目)発達障害啓発事業には、発達障害についての理解を深めてもらうための学習会に要する経費19万1,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金9万4,000円、県補助金4万7,000円を充当しています。32ページを御覧ください。(1段目)保健衛生総務費の保健衛生総務管理事務事業には、保健衛生業務の推進や妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実等を図るため、会計年度任用職員の報酬等に要する経費5,300万1,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金209万5,000円、県補助金80万9,000円などを充当しています。33ページを御覧ください。(1段目)(仮称)霧島市総合保健センター整備事業には、施設の狭隘化・老朽化が課題となっている国分保健センター及

びすこやか保健センターに代わる新保健センターの整備を進めるため、実施設計及び各種申請に要する経費1,824万円を計上し、特定財源として、ふるさときばいやんせ基金1,760万円を充当しています。予算説明資料の34ページを御覧ください。(3段目) 予防費の結核予防事業には、結核検診に要する経費1,438万7,000円を計上しました。35ページを御覧ください。(1段目) 予防接種事業には、各種感染症に関する情報提供や疾病の発生及びまん延の予防のために実施する予防接種に要する経費のほか、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る予診票等の個別送付、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の機会を逃した対象者（平成9年度生まれから平成17年度生まれ）への接種に要する経費3億7,589万3,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金296万9,000円、県補助金13万円を充当しています。なお、市内医療機関等の新規入院患者等へのPCR検査費用に対する本市独自の助成については、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に移行されることを踏まえ、本年2月までとしていた対象期間を5月7日まで延長することとしています。36ページを御覧ください。(1段目) 母子保健費の妊婦健康診査事業には、母体や胎児の健康確保と妊婦健康診査費用の負担軽減のための経費9,536万6,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金11万2,000円、ふるさときばいやんせ基金10万円を充当しています。なお、多胎妊婦への支援として上限5,000円を5回まで追加助成します。(2段目) 母子健康手帳交付事業には、母子健康手帳の発行や子育て支援アプリの導入に要する経費276万5,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金92万9,000円、ふるさときばいやんせ基金90万円を充当しています。なお、令和5年度から、子育て支援アプリを導入することで必要な情報を必要な人に効率的かつ効果的に伝達し、一元的な情報発信や教室等の予約をオンラインで申請できるなどサービスの充実を図ります。(3段目) 母子健診事業には、乳幼児の疾病の早期発見・早期治療等のための健診に要する経費2,727万8,000円を計上しました。37ページを御覧ください。(2段目) 母子保健推進員活動事業には、妊産婦及び乳幼児のいる家庭を訪問し、継続した相談や支援を行う母子保健推進員の活動費62万5,000円を計上し、特定財源として、国・県補助金それぞれ20万7,000円を充当しています。(3段目) 母子訪問事業には、心身の健康保持の経過観察が必要な妊産婦や乳幼児の訪問指導に要する経費271万8,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金160万3,000円、県補助金40万1,000円を充当しています。38ページを御覧ください。(1段目) 産後支援事業には、産後うつ傾向にある産婦等を早期発見するための、産後2週間及び1か月の産婦に対する健診費用の一部助成のほか、産後ケア事業などの必要な支援に要する経費1,427万7,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金706万4,000円を充当しています。なお、令和5年度からアウトリーチ型（訪問型）産後ケアを追加することで更なる充実を図ります。(3段目) 粉ミルク支給事業には、病気等で母乳を与えられない母親から出生した乳児等に対して、経済的負担の軽減を図るために要する経費108万3,000円を計上し、特定財源として、ふるさときばいやんせ基金100万円を充当しています。39ページを御覧ください。(2段目) 出産・子育て応援給付金給付事業には、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、寄り添い、必要な支援を行う伴走型相談支援と出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠届出時5万円、出生届出後5万円の合計10万円の給付に要する経費1億692万3,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金7,068万6,000円、県補助金1,811万6,000円を充当しています。40ページを御覧ください。(2段目) 健康増進費の各種がん検診事業には、がん対策基本法に基づき実施する各種がん検診に要する経費8,360万2,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金32万円、雑入の健康診査負担金1,025万7,000円を充当しています。(3段目) 肝炎ウイルス検診事業には、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けていない人を対象に、B型及びC型肝炎ウイルス検査に要する経費423万8,000円を計上し、特定財源として、県補助金303万4,000円を充当しています。41ページを御覧ください。(1段目) 健康教育事業には、健康づくりの推進や生活習慣病の予防などに関する正しい知識の普及啓発に要する経費577万6,000円を計上し、特定財源として、県補助金61万3,000円を充当しています。(4段目)

歯周病検診事業には、30歳から70歳まで5歳ごとの節目年齢の方と妊婦を対象に歯周病検診を実施するために要する経費906万2,000円を計上し、特定財源として、県補助金227万2,000円を充当しています。42ページを御覧ください。(1段目)生活習慣病予防健診事業には、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していない、40歳以上の市民の健診に要する経費80万5,000円を計上し、特定財源として、県補助金47万3,000円を充当しています。(3段目)がん患者ウィッグ購入費助成事業には、がん患者が、医療用ウィッグ(全頭用)及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費用の一部を助成するために要する経費52万円を計上し、特定財源として、県補助金26万円を充当しています。43ページを御覧ください。(3段目)地域医療対策費の病院群輪番制病院運営支援事業には、始良地区の二次救急医療体制の充実を図るために要する経費3,013万2,000円を、(4段目)夜間救急診療支援事業には、始良地区医師会が医師会医療センターで実施する小児科・内科の夜間救急の初期医療に要する経費428万4,000円をそれぞれ計上しました。46ページを御覧ください。(1段目)食育健康推進費の食育推進事業には、食育を推進するために要する経費298万7,000円を計上し、特定財源として、県補助金287万3,000円を充当しています。(2段目)フッ化物洗口事業には、むし歯予防のために認定子ども園等において実施するフッ化物洗口に要する経費126万円を計上しました。47ページを御覧ください。(1段目)病院事業費の市立医師会医療センター運営事業には、一般会計からの負担金2億9,269万1,000円を計上しました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木てるみ君)

ただいま、説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時53分」

「再開 午後0時56分」

○委員長(鈴木てるみ君)

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑は課ごとに行います。まず、長寿・障害福祉課より質疑を行います。質疑はありますか。

○委員(藤田直仁君)

例えばタクシーが600円でしたっけ。なってるんだったら、500円の1枚と、50円を2枚組み合わせれば600円できるじゃないですか。そういうのは何でできないのかなっていうその、若しくは人によっては、交通として、タクシーを多く使うけど、あんまとかはりは余り使わないよっていう人にも共通で使えるのであれば、無駄なく使えると思うんですけどその使えない理由というのは何だったんですか。そこを分かれば教えてください。

○長寿・障害福祉課長(山口清行君)

確かに、委員がおっしゃるとおり、共通にチケットをしたらいいのではないかという御意見は幾つかいただいています。先ほど言いましたように、令和5年度はまたその調査もしますので、そういう一本化もひっくるめて検討はしていくところなんですけれども、そもそも分かれてた理由というのは、明確ではないんですが、例えばタクシー会社それから、はりきゅうあんまマッサージの業界、そういったところとも協議しながら今のスタイルになっておりますので、その辺の関係者との協議の上ということで御理解いただけたらと思います。

○委員(藤田直仁君)

関係者っていうのはよく分かるんですけども、誰のためのこのいきいきチケットなのかということを中心と考えれば、使われる側のほうのやっぱり意見を最大限、大事にして、このいきいきチケットのルールづくりというのをするのが本来のあるべき姿じゃないかなというふうに思うんですから、その利用者の意見を、とにかく主体的に考えて、構造をつくり直すんだらつくり直すっ

て形で、積極的にそういう利用者を主体とした考え方で考えていただければというふうに思いまして、そこも思いも込めて、今後対処いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員（木野田誠君）

老人クラブのことについてですが、今、65歳以上の方は老人クラブの会員になれると思ってるんですが、組織率はどれぐらいか教えてくれ。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

霧島市の老人クラブにつきましては単位老人クラブ数、市内116か所、令和3年度の実績になります。令和4年度につきましては現時点で108か所の単位老人クラブがあります。

○委員（木野田誠君）

要するに、65歳以上ですよ。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

老人クラブにつきましては、おおむね60歳以上の方が加入できとなっております。

○委員（木野田誠君）

60歳以上の方が、どれぐらい老人クラブに参加していらっしゃるかその組織率を問うてるわけです。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

老人クラブの会員数につきましては、令和3年度、4,851人、令和4年度で現時点で4,464人の方が加入されております。

○委員（木野田誠君）

いや、私の言ってることは分からないですか組織率ですよ。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

令和3年度、令和4年度、今グループ長が申したとおりの会員数であるんですけども、やはり65歳以上の方の人口約3万5,000人です。で、単純計算しますと、全体では13.86と出ますので約14%の組織率になります。

○委員（木野田誠君）

今、課長は65歳を言われました。さっきの方は、60歳を言われました。どっちがどっちなのか、ちょっとはっきりさしてほしいんですが、それに加えて、例えば課長のおっしゃる65歳だったら、正直言って、老人クラブ員っていうのは、ちょっとやっぱり、私もそうでしたけれども、なかなか足が向かないんですけども、これを例えば70歳に変更するとかいうような、考え方はお持ちでないか伺います。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

先ほど、グループ長が言いましたように、単位老人クラブで108、3年度末で116ありますよ。その加入年齢、おおむね60歳以上と申し上げたのは、クラブによって、若干やっぱり年齢の受け入れる、その差というか、60歳以上、65歳以上というのがありますので、そこでおおむね60歳以上ということで申し上げた次第です。で、70歳以上にすればどうかというのに対しましては、各、老人クラブのほうで、そのような設定をしていただければ、70歳でもいいですしそれから75歳でもいいかと、こちらのほうとしては捉えておりますし、ただ実際、大体60代ってのは皆さんまだ現役で働いておられるんですよ。ですので今いただいた意見等も、また踏まえながら、老人クラブのほうとも、今、事務局は社会福祉協議会のほうにありますので、そちらのほうとまた協議はしてまいります。

○委員（木野田誠君）

まだ60歳なのか65歳なのか、行政としてのとらえ方もはっきりとまだ回答もらってないような気がするんですけども、交付金は個人を対象にして出していらっしゃるわけじゃなくて、組織に出し

てらっしゃるという理解でいいですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

補助金につきましては、単位老人クラブに対して1単老5万円。それから全単老数に2万7,500円をかけまして、全体で七つの支部がありますけれども、その全体の額を活動内容に応じまして、配分した金額を各支部に補助しているという形です。

○委員（木野田誠君）

ということは個人数は全く関係ないということによろしいですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

単位老人クラブにつきましては基本的に10人以上の単位老人クラブに補助しておりますが、現時点では、全ての単位老人クラブが20人以上となっておりますので全ての単老に、支給をしております。

○委員（木野田誠君）

私はさっきから申し上げている60歳65歳、これは関係なく申請数の老人クラブ会員数ということで、20名も、申請数ということで、とらえてるということですね。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

そのようにとらえています。

○委員（前島広紀君）

説明資料の25ページの上から3段目と4段目について質問したいんですけども、上から3段目のところは、原則65歳以上の方で在宅において日常生活を営むことに支障がある方に対しては、こういう方に対して2億6,400万円、その下のほうは、低所得で生活が困難である方に対して、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合は4万円なんだけど、まず、事業目的の違いっていいですかその金額の違いは、どこにあるんでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

まず、老人福祉施設入所等事務につきましては、事業目的の部分にも記載もありますが、65歳以上の方で、おおむね自立をされている方で、何かしらの支援が必要な方を養護老人ホームのほうへ入所していただくというものになります。その下の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業につきましては、高齢者の方が、介護保険施設等で介護保険サービスを利用した際の自己負担を、社会福祉法人が助成するという前提でその一部を市が助成するという事業になっております。

○委員（前島広紀君）

この4万円で足りるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

この事業につきましては、あくまでも社会福祉法人が個人負担分を助成するという前提がありまして、実績としましては、平成28年度が最後でそれ以降、実績がないという状況となっております。

○委員（前島広紀君）

そうしますとその上の老人福祉施設の支障がある人っていいですか、これ人数は何人ぐらいを見込んでおられますか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

令和5年度につきましては、対象者を112名としております。市内3施設で93名、市外7市9施設で19名を見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の17ページですが、重度心身障害者の医療費助成事業ですが、これは延べで、見込み件数1万3,022件ということなんですけれども、これは、人数で見た場合にはどうなんでしょう。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

重度心身障害者医療費助成のまず対象者なんですけれども、障害者手帳の1級、2級をお持ちの方、それと療育手帳のA1A2をお持ちの方、それと身障手帳の3級とB1をあわせ持つ方というような形になりまして、一応直近では拾ってないところなんですけれども、令和3年度で、2,997人、令和2年度が3,086人ということで、おおむね3,000人程度、手帳所持者としては、捉えてるところです。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、後のほうで出てきます。いわゆるこの19ページに出てくるんですけど、障害者自立支援給付事業ありますね。ここの関連では、全部が全部では先ほどのところは違うと思うんですけど、この、この障害者自立支援のほうの給付の事業で、見たときには大体何名ぐらいなるんですか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（緒方美由紀君）

ただいまの御質問ですが、自立支援給付事業につきましては、その事業によって対象になる方が違ってきますので、一概に何人というのは出ないんですが、例えば今、ここにあります資料で、令和3年度の実績があるんですが、居宅介護につきましては、112名の方が利用されております。短期入所のショートステイになりますがこちらが115名、自立訓練が24名です。1番この事業の中で金額の大きい共同生活援助グループホーム入所です。こちらに関しては279名という人数になっております。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の23ページになりますが、シルバー人材センターの運営支援事業ですね。これは財政課のところでも質問をさせていただいたんですというのが、今度10月から、インボイス制度が始まるわけですね。インボイス制度が始まると。会員が課税業者になるわけですよ。そうすると、一般会計ですので、特別会計であれば、インボイス制度は免除されるわけです。水道会計なんかは、いい例ですよ。一般会計の場合は、シルバー人材センターへの委託料が2,040万円出てるわけですけど、財政課のほうは今後協議をします。しかし、消費税分を一般会計ですので、どちらが負担をするのかという問題が出てくるんですね。だから本来であれば今年10月から始まる制度ですので、今回の予算に大体盛り込まれていなければならないわけですよ。あくまでも予算は見積りですので、使わなければ、不用額で残っていくし、不足すれば増額補正ということになっていくんでしょうけれど、その辺の議論っていうのは、財政課及びシルバー人材センターのほうなどとは、協議は、されてはいらっしゃるんですか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

このシルバー人材センターの運営支援事業ですけれども、まずこの内容のところを見ていただきまして、負担金補助及び交付金ということで、シルバー人材センターのですね年を通しての運営費の補助という形でしておりますので、委託料とは若干違うのかなっていうところがまずあります。それとインボイス制度ですね、当然予算を組むときにも分かっておりますので、一応シルバー人材センターのほうとも協議をしまして、今回の予算計上に至ってるところです。あとはですねシルバー人材センターの場合はどうしてもまた一人一人の個人で仕事を受けたりとかありますのでまたシルバー人材センター内でのそういう取扱いというのがございます。

○委員（前川原正人君）

確かに、まだ10月から始まりますので、どういうふうに転ぶかというのは分からないわけで。だから先ほども申しましたとおり予算はあくまでも見積りですので、であろうということしか言えないわけですので、そこはですねやはり十分な協議をしていただきたいということを求めておきたいと思います。それともう1点24ページになります。長寿祝い金の支給事業でございますが、これは

88歳、95歳、100歳ということで一つの節目支給になってるわけですが、これの本予算上での人員がどの程度の見込み数で予算計上されていらっしゃるでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

令和5年度予算につきましては、対象者1,121名で計上しております。88歳の方が780人。95歳の方が274。100歳の方が67人としております。

○委員（野村和人君）

先ほどのシルバー人材センターの案件でお聞かせください。昨年の会員数で982名、今回で962名という表に表現をされてます。委託料に関してはほとんど変わらない状況ですけども、人数に関しては変わらないということではよろしかったですか。金額に関しては。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

人数は確かに減っております。ですが負担金補助及び交付金の補助金に関しては、厳密に言えばプラス2,000円ですね、昨年度より増えてるだけでほぼ同額ということになっております。

○委員（野村和人君）

今回の全体の当初予算の中でも新たにシルバー人材センターに委託された事業、また、指定管理料だったりとか出てきている部分もあったと思うんですけども、今現在会員数がどんどん減っている状況のように思います。この会員で今受けてらっしゃる委託や指定管理等が管理できているのか。また、それに対して対策を講じているのか教えてください。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

会員数につきましては先ほども言いましたようにどうしても減っておりまして、先ほど老人クラブのところでも言いましたけれども、やはり60代の方ほとんど会社で働いておられたりとかしますので、なかなか増えない傾向にあります。今、シルバー人材センターのほうでも会員を増やそうということでは非常にやっぱり取り組んでおりますので、また我々も一緒になってその会員数を増やす対策は講じてまいりたいと思います。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の24ページの真ん中の段になるんですけど、高齢者グループポイント事業というのがあるんですけども、これの予算のほうで135万7,000円というふうになってるんですけども、これ高齢者の5人以上の任意団体が活動ということになってんですけど、どの程度の団体数と予測をされてるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

この事業の実施グループにつきましては、現在10団体が実施をしております。5年度予算につきましては10団体に新規の団体を1団体加えまして11団体で計上しております。

○委員（川窪幸治君）

多分私も一般質問で紹介した事があるのかもしれないですけど、やはりこういうポイントのですねこの、こういう事業はですね高齢者の方に、やはり外に出ていただいたりとか、ボランティアだったりとか、そういうところで物すごくいい活動ではないかなと思うのもう少し集中していただくようなまた考えとかは今のところはないですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

本事業につきましては、本市で作成をしております介護保険ガイドへの事業内容の掲載や、社会福祉協議会と連携しましてボランティアに興味のある方を長寿・障害福祉課に案内いただくなどの対応を行っております。これからも関係団体と連携しまして事業の周知に努めたいと思います。

○副委員（久木田大和君）

内容について教えてください説明資料の16ページの自立支援配食事業について少し予算が増額されているようですがこれの現在の対応してる件数などが分かれば教えてください。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（緒方美由紀君）

自立支援配食のほうは食事提供費用と見守りを兼ねた配達費用で支給しております。この件数につきましても、食事のほうが3,012件。配達のほうが9,095件で予算計上しております。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（緒方美由紀君）

すいません先ほど前川原委員から御質問があった、障害者自立支援の実人数なんですが説明のほうで令和3年度と申したんですが、これは令和4年の7月から12月の人数になります。訂正いたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

続きまして、保険年金課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

国保会計で聞いてもいいし、どっちでも聞けるんですけど。何もないというのも失礼ですので、30ページの国民健康保険の特別会計への繰出金ですね。これがいわゆる国保の軽減分と保険者支援分で、保険での軽減分ですね。大体、何世帯ぐらいを見越した、法定ですので、その率は決定をしてくると思うんですが、そのことを本市の国保加入者に当てはめたときに、大体どれぐらいの件数、世帯数になるのかお知らせいただけますか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

この軽減分というのは、7割軽減、5割軽減、2割軽減分に対する国からの支援です。霧島市の予算要求時の被保険者数が2万3,800人程度でした。ですので、これの7割、約1万6,600人程度が対象になるというふうに考えていただければと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、続きまして健康増進課の質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長（久木田大和君）

主要事業資料の22ページの子育て支援アプリについてお伺いたします。まずこのアプリの中身について、母子手帳と同様な形で、通常の記録であったりそれからワクチン等のシーズン、時期が来たらお知らせをしたりとかってというような形のものかと思うんですけども、概要についてもう少し詳しく教えてください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

このアプリは、母子健康手帳の記録を入力することで身長や体重のデータをグラフ化したり、あと写真つきでの成長の様子を電子化することもできます。あとまた、妊娠週数やお子さんの年齢に応じて、予防接種の接種時期のお知らせや市からの様々な情報をお届けすることができます。あとまた、母子健康手帳は子供1人に対して1冊通の交付となるため、夫婦や家族で共有することがなかなか困難だったんですけどもアプリを利用すれば、利用者が許可した人、その方が、成長の記録や予防接種の状況を共有することもできるようになります。

○副委員長（久木田大和君）

アプリとしては、非常に便利なものになるかと思うんですけど、この情報の更新というかそういうのも、市のほうで対応していくような。制度がいろいろ変わったりですとかワクチンに関しても、いろいろ状況が変わったりとかっていうところもあるかと思いますが、こういうところも、市のほうで、維持管理なども行っていくという形になるんでしょうか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

今のところ委託業者によってこの情報については新しい制度が変わるごとに更新されるようになってます。

○委員（久木田大和君）

あと先ほどの未来のところもありますけど、いろんな家族で共有できたりとかっていうところになると、セキュリティの問題であったり、これに関しては、特に個人情報の1番、周りに余り触れられたくない部分とかっていうところも載っていたりするのかなとは思いますが、ところの対応も、しっかりなされているという認識でよろしいでしょうか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

入力された個人情報につきましては市のほうでも確認することはできないんですけれども、これにつきましては、本人が最初に、決めたIDパスワード、それを知ってる方しか閲覧できないというふうになっております。

○委員（野村和人君）

同じく、この事業の子育て支援ですけどこのオンライン予約システムについても御説明をもう少しお願いできませんか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

この予約機能につきましては、市が行っている事業をアプリから予約できるようになるサービスになります。予約可能な時期であれば24時間予約ができて、予約者への個別の発送とか、一斉送信ができるために事業の連絡をすることができるようになります。これまでの電話連絡による混雑を回避したり、あと空き状況も本人が書き確認することができるためにスムーズな予約ができるようになると思われます。

○委員（野村和人君）

市内各地に、いろいろな施設があって、それぞれの情報が今のところ、それぞれ施設の紙媒体あいいばかりで、先般はPDFをホームページで載せてもらったりとかそういうことはさせていただいたと思うんですけどそういったものが、市全域の施設の状況が見えてくるということでもよろしかったですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

今のところこの予約システムにつきましては母子保健に関するところの予約システムになりますので、全庁的なものではないと考えております。

○委員（野村和人君）

子育て支援アプリなので、そういった意味合いでも今後検討していただければなというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

関連になりますが、この子育て支援アプリ自体が、いわゆる子育てのための様々な情報を配信する、アクセスをして配信を受け取るというふうになるんでしょうけれど、これはあくまでも霧島市内だけに限って施設などの案内という理解でよろしいですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

母子健康手帳アプリについては霧島市の施設を御案内する形になります。

○委員（前川原正人君）

母子手帳というのは、生まれて成長するまでがずっと一つの、時系列ごとに成長が分かるようにするというのが目的なわけですよ。だから、そういう点では、ある一定程度大きくなっていけば、ほかの例えば、極端な話、子どもを遊ばせるための施設を紹介するとか、そういうのも、行く行くは網羅ができるのかなという気もするんですが、そこまで想定はされていらっしゃるんですね。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

子育ての部分まで、アプリのほうでは、サービスが提供できるようになってますので、試行的にやってる部分でも、遊びができるような公園とかそういうのも、情報提供できるようにリンクを張

っているところです。

○委員（前川原正人君）

紹介の仕方がちょっとまずかったと思う。例えば、今、広域的にですよ。鹿児島市内のどこどこに行き行きたいとか、都城のどこどこにこういう施設があるから利用したいとか、そういうのも最初からできないでしょうけど、そういう大きな視点というか、広域的なことも想定をした、そういうようなアプリとして活用もできるんでしょうかという、それとまた全然違う性格の問題ですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

この事業の名前が、子育て支援アプリということで、子育てに関して、各施設の案内をしたりとかいうことも想定されるわけですが、今のところは母子健康手帳が紙媒体になっているのを電子化して、母子手帳を電子化、アプリで見れるっていうことを想定してまして、そこに、市で行う教室ですとか、事業をプッシュ型で送信してお知らせするということですので、例えばこども館とかとか、子どもが遊べる施設を案内するっていうことは、今現在では想定してませんが、そのアプリにその機能があれば、行く行くはそういった拡大していけるものと考えております。

○委員（前島広紀君）

説明資料の43ページの上から3段目と4段目、それと47ページの市立医師会医療センター運営事業の内容のところの下から2番目、いずれも救急医療の確保に要する負担金ということになると思うんですけども、それぞれの救急医療の内容の違い、それぞれに説明をしていただけないですか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

説明資料43ページの病院群輪番制病院運営支援事業について御説明いたします。この事業につきましては予期せぬ病気、あるいは不良の事故などで専門的治療を受けることが必要な場合に救急医療を受診できる体制を維持する事業のことであります。4段目の夜間救急診療支援事業につきましては、年間を通して小児科、内科の準夜間帯、20時から23時までの初期の医療、救急入院を必要としない医療の提供するための事業でございまして、この事につきましては始良地区医師会会員の医師が当番制で、医師会医療センターの場所を借りて行っている事業でございます。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

47ページの市立医師会医療センター運営事業に関する、救急医療の確保に要する負担金というのは、一般会計から病院事業会計へ繰り出す負担金でございまして、交付税措置のある救急医療の確保に要する負担金ということで、救急病床10床に対しまして169万7,000円とそれと定額分の3,290万円を合わせた4,987万円に一般会計負担割合の75%を掛けまして3,740万3,000円病院事業会計へ繰り出している金額となります。

○委員（前島広紀君）

それぞれ説明をいただきましたけれどもまずもう一度43ページの下から2段目の病院群輪番制っていうのは、これはどういう、もうちょっと詳しく説明をもらえますか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

病院群輪番制運営支援事業なんですけれどもこれには3種類ありまして、病院群輪番制の事業としましては始良地区医師会の管内で、地域に必要な二次救急医療体制の円滑な運営を図ることを目的とする事業でございまして、始良地区医師会管内には6か所の病院を指定しております。もう一つは循環器の救急の輪番制で急性心筋梗塞等を初めとする心臓循環器救急患者の救命率の向上を図るための専門的な医療できる病院へ輪番の搬送を行う事業でございまして、ここにつきましては始良地区医師会館内には2か所を指定しております。もう一つ、脳外科救急輪番制につきましては、脳梗塞、脳出血等の脳外科救急に関する専門的な治療できる病院への輪番搬送を行う事業でございまして、この輪番制につきましては、始良地区医師会管内には5か所を指定しております。

○委員（前島広紀君）

それ輪番制っていうのは祝祭日のことですか、それとも毎日のことなのか、それとまた時間的にはどういう区分があるのかお知らせください。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

この事業につきまして救急搬送にかかることですので毎日365日を想定しております。365日24時間の体制で行う事業でございます。

○委員（前島広紀君）

次にその下なんですけれども、この夜間救急診療支援事業の予算とそれから先ほどの47ページの医療センター運営事業の救急に用する負担金、これは違いますよね。どういうふうに違いますか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

夜間救急診療支援事業につきましては、この予算につきましては医師会に加入してる先生たちが準夜帯に365日の20時から23時の間に診察してきていただく人件費と場所を借りるので光熱水費等に対して、受診患者が来たらそこで診察代をお支払いしますのでその差額の不足分を補う事業でございます。

○委員（前島広紀君）

最近は何も聞かなくなりましたが、医療、救急車の病院に行く時間が長いとか、病院が決まる時間が長いとか、そういう話をよく聞いたことがあったわけなんですけれども、やはり市民が一番望むのは救急医療体制の充実ということだと思いますので、その辺りはしっかりやっていただきたいと要望しておきます。

○健康増進課長（小松弘明君）

今言われた救急医療の関係ですけども、救急車の関係は消防局になるんですけども、実は昨日、始良地域救急医療連絡協議会っていうのがありまして、そこで先ほど出ました病院群輪番制ですとか、脳外の関係の専門の先生たちが集まって、当然救急搬送する消防局も集まって、会がありましたのでやはり、病院を紹介するのに1回で済む場合と4回5回、多くて10回以上連絡をしてやっと見つかったというような話も出てました。そこについて照会回数が5回以上の場合に手遅れになった事例はないかとか、何か消防隊で困ったことはないかとかっていう議論もあって、結果的に軽症の場合が、例えば発熱だけの場合にAという病院に電話をしたけれど、うちじゃなくてもよそで見れるんじゃないかとかというような考え方で転々と回されて6回目7回目になるとか、本当に重症で専門のところは1回で電話行けばそこに行くんでしょうけども、軽症の場合はやはりそうやって回される事例もあるんじゃないかというような話も出てますので、そういった専門の部会でも議論されてますので、今後より充実していくものと考えております。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の35ページの特定不妊治療助成交付事業についてちょっと確認させてください。この特定不妊治療ということの費用の一部ということになってるんですけども、ここに助成で50件分の見込みということになっているんですけども、私も認識不足なんですけどもこの不妊治療に1回結構お金がかかるような話を聞いてるんですけど、1回当たりどの程度かかるものかちょっとお知らせください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

治療の方法とかによって個人差があるんですけども、多い方で50万とかかかったりする方もいらっしゃるし、もう凍結の採卵だけで終わってる人とかそういう方もいらっしゃるのですごく幅広い額になっています。

○委員（川窪幸治君）

今ちょっと金額を聞いてやはりかなり金額がかかるんだなとちょっと思ってる場所なんですけど。今やはり少子化の中で非常に悩んで治療をやったりされてるところだと思うんですけど、個人

情報もあつたりすると思うんですけど、この治療のこれを受けられている方というのは本市にどの程度の割合でいらっしゃるのか分かりますか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

実数は分からないんですけども申請が出てきてる数でよろしいでしょうか。令和4年度の2月末現在で申請件数が64件あります。実夫婦数でいきますと46組となっています。

○委員（川窪幸治君）

この治療というかこれに取り組みまして、今回のあれでは46組ということになってるんですけども、毎年なのかもしれないんですけど、どの程度うまくいってるものなのか、改善がどの程度見込まれるのかその辺をお知らせください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

妊娠に至った件数ということでよろしいでしょうか。昨年度の令和3年度につきましては、105組中49組。約47%の方が妊娠されています。

○委員（川窪幸治君）

でも、47%、半分近くがですね、改善が見られるようですので非常にいい事業だと私も思います。これが、今、少子化に、この後に出産されて多分この妊娠というような産後ケアというようなことになっていくんだと思うんですけど、ここは非常に私は大事なところじゃないかなと思うんですけど、ここをもう少し広げていくような、そういう検討とか、また、類似団体と比べてどうかというようなことは考えていらっしゃらないですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

以前はこの不妊治療というのが、保険が全くきかないで全額自己負担ということで先ほど50万という話も出ましたけど。昨年4月1日から保険適用になってますので、その分は保険適用ということで大分自己負担も少なくなって利用する方も増えてくるものと考えております。

○委員（野村和人君）

46ページの食育推進事業についてお聞かせください。昨今の状況からこの食生活改善というのは本当に大事なところかなと思ってるんですけども、この補助金、民間団体への食育推進補助というものが新たに設定されてると思いますが、そこについて教えてください。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

食育推進事業についてなんですが、今回のこの民間団体の食育推進補助につきましては、これまで令和4年度までは民間事業者等への補助金交付につきましては、県から直接民間事業者へ交付されていましたが、県のほうが令和5年度から事業の流れを県から市町村へ市町村から民間事業所等へ交付する間接補助とする事業の流れを見直したため、民間事業者等への間接補助の補助金が今回増額となっております。この内容といたしましては、民間事業者が行う農業体験教室であったりとか料理教室であったりとかオンライン講座撮影や編集とか、宣伝になるのが経費として考えられております。

○委員（野村和人君）

それでは、今までの事業と大きくは変わらず、直接であったものを間接的に事業を行うということでもよろしいか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（野村和人君）

それではこの民間団体は何団体ほどやってらっしゃるのか。また、その事業に対して市としてどのようにサポートしていかれるのかお聞かせください。

○健康増進課長（小松弘明君）

民間団体としては、1団体になります。3月12日の日曜日にも霧島のほうで行われましたけども、食の文化祭というのが行われましたがその主催であるNPO法人霧島食育研究会というところがこの補助金の団体になっております。

○委員（藤田直仁君）

45ページになります。1番目の、地域自殺対策緊急強化事業ということについてお聞きしたいんですが、昨日でしたかね、テレビでも全国的に自殺者が増えているというふうな報道があったようです。ちょっと私もびっくりしたのが1番の原因が病気とかそういうのが1番の原因だというふうに聞いてるんですが、本市の状況について公表できるのかよく分からないんですが、公表して問題ないであれば過去3年間の実数とその主だった原因を教えてくださいとおもいます。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

本市における、自殺者の経緯等につきましては、過去3年間、令和元年度から3年度までなんですが、令和元年度が32名、男性18で女性が14名となっております。令和2年度は24名、男性が18人で女性が6人。令和3年度は23人で、男16人で、女性7人という結果となっております。自殺の原因等につきましては、霧島市の場合は本市における自殺の原因動機につきましては男女等に健康問題の割合が多く、次いで経済生活問題となっております。国や県と比較すると女性の健康問題、経済問題、自殺の多くは多様多種複合的な原因及び背景を有しておることから様々な要因が連鎖する中で起きているものと考えております。

○委員（藤田直仁君）

もうちょっと突っ込んで話を聞きたいんですけども。タイトルには緊急強化事業って書いてあるんですけど、予算が3万4,000しか付いてないんですが、内容を見ると研修会の講師、それからパンフレット等って書いてるんですが、まずこの研修会っていうのは誰を対象にいつ頃やる予定でしょうか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

研修の対象は職員に対して、窓口対応している職員に対して、大体40人程度。時期的には1月から2月に実施しております。

○委員（藤田直仁君）

今回も1月から2月と来年の1月から2月ということになるのでしょうか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

今年度は2月に行いました。

○委員（藤田直仁君）

これ5年度の予算なんで、5年度のことを聞きたかったんですけど。緊急というぐらいだから早くしたほうがいいんじゃないのかなと思ったんですが、5年度の予定というのもやっぱりその1月から2月つまり来年の1月か2月にやる予定で考えてらっしゃるのでしょうか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

現時点では例年と同じ1月か2月考えておりますが場合によっては年内に実施することを考えていると思います。

○委員（藤田直仁君）

それと今度は消耗品ですね、パンフレットに1万円の予算を組んでるんですけども、これの対象はどちらにというのと、あと枚数はどれぐらいで考えてらっしゃるんですか。

○健康増進課主幹（梶 敏行君）

100冊を考えております。

○委員（藤田直仁君）

どちらのほうに配付というか、設置でもいいんですけど、される予定で考えてらっしゃるでしょ

うか。

○健康増進課長（小松弘明君）

この見逃せない大切な人というのはパンフレットを購入して、窓口にですとか、そういった、先ほどの質問でゲートキーパーの話がありましたけども、研修はゲートキーパーの研修してまして、まずはその窓口で座ってる方が、悩んでる方とか、ひょっとしたらこの人は、不安なことがあったりとかっていうのを考えてるんじゃないかなあというのを気付くためのゲートキーパーという役割の研修しておりまして、そういった窓口ですとか、そういった窓口等に置くような形で配布を考えているところです。

○委員（藤田直仁君）

勘違いしたかもしれんけどこれ、職員のためのってことなんですかね、一般の方は対象じゃないですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

現在は、職員を対象に窓口の職員から研修しようとしておりますが、これが大体職員が終わったら、それ以外の市民の方々へ増やしていければいいのかなというふうには考えております。

○委員（藤田直仁君）

先ほどの現状も市民全体の数だったと思っているものですから、本当に大事なことで、いろんな事業やっても亡くなってしまうとすれば何も対象にならないわけですから、いち早く、ゲートキーパーとしての養成も含めて市全体に情報を流していただいて、自殺の対策に努めていただければと思います。

○委員（前川原正人君）

33ページになりますが、(仮称)霧島市総合保健センターの整備事業、委託料として実施設計で予算が上がってるわけですけども、これのプロセスはどのような感じで、考えていらっしゃいますか。

○健康増進課長（小松弘明君）

(仮称)霧島市総合保健センター整備事業ですけども、プロセスということですが、これまで、すこやか保健センターを拠点として国分保健センター、かなり老朽化してきており、狭くなってきているということで、また駐車場等も少なかつたりするので検診のときに、かなり手狭であるというようなことから、以前から新しい保健センターが必要ではないかということのを市内でも議論をしまして、まず保健センターが、どうあるべきかっていう在り方検討委員会というのを数年かけてやってきまして、やはり、二つの保健センターを統合して、一つにするのがいいんじゃないかということで、まずは建てる方向で決まりまして、あとは場所どこがいいんだろうかということで、いろいろ検討した結果、今、警察署、北側の市民駐車場西側の自民駐車場に建設するというので、現在に至っているところです。

○委員（前川原正人君）

要はもう実施設計にも入っていくわけですよ。ですからもうこれでもつくるんだということがはっきりしたわけですよ。そうしますと、例えばこの、なんて供用開始までに、どれぐらいの日数、月数を予定されていらっしゃるんですか。あくまでも計画ですからね。

○健康増進課長（小松弘明君）

まずは令和4年度から、令和5年6月にかけて、基本設計、実施設計を作成しまして、また当然議会等にも諮らないといけないんですけども、令和6年度に入って、建設を始めまして、令和6年度中、令和7年2月3月までには完成したいと考えております。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

確か6年に工事が開始になりまして、7年度中の11月から12月ぐらいまでが完了の予定で、8年

の2月3月中に移転し、8年度から事業開始だと想定今されているところです。

○委員（川窪幸治君）

46ページのフッ化物洗口事業についてお伺いしたいと思います。昨年の決算のときもだったのかもしれませんが、この保育園幼稚園の認定こども園で、フッ化物に対し、理解というか、それがなかなかちょっと得られてないところがあるというようなことを言われたような気がするんですけど、その辺のところ、今回はそれを含めた上での、要はその予算の計上ということになるんでしょうか。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

フッ化物洗口事業につきましては、毎年少しずつ広げている状況でありまして、コロナ禍等がありまして、この二、三年はなかなか増えていないような状況なんですけれども、現時点で54園ある中で、36園が実施をしております。それで今回、予算に上げていますのは、新規で5園を取り組めないかというふうなところで、今、少しずつ勧誘をして、広めようとしているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

やはり、まだ全部が取り組めるわけではなくて、今度また新たに5園取り入れるというか、納得していただくというような、理解を得るというようなことで、この126万円という予算がついているということで分かりました。

○委員（前川原正人君）

15ページになりますが、予防接種事業で、令和元年から令和6年に基づく、追加対策ということで、抗体検査、予防接種を行うということなんですけれども、これは対象人数がどれどの程度いらっしやるんですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

令和5年度のクーポン対象につきましては8,827人となっております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、全部できて100%ということになるんでしょうけれど、大体受診率の目標設定は何%ぐらいを想定していらっしやるんですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

毎年の受診率を見まして、来年度は8.3%を見込んでであります。

○委員（前川原正人君）

令和5年度で8.3%を見込んでいるということは、累計で見たときのパーセンテージというのは幾らになるわけですか。後でお願いします[42ページに答弁あり]。

○委員（有村隆志君）

資料の42ページで、すごく思いやりのある、事業ということで、がん患者ウィッグ購入費助成事業ということで、52万円載っておりますけど、本当に聞いた話ですけど免許証の写真を撮るのに、警察に行ったら、女性の方が帽子をとれと言われたと。だけど、これをそれでいけないかということで、そういう認めてくれるっていうことでしたので、そういうのが対象の事業だと思うんですけども、それでもいいよということで、人に優しい事業じゃないかと思うんですが、一応何人ぐらい想定されますか。

○健康増進課長（小松弘明君）

人数としては、26人を想定しております。ちなみに、令和4年度6月補正で、最初予算化していただいたんですけども、そのときも、26人分、見込んでおりまして、3月13日現在で21名の方が利用しておられます。

○委員（有村隆志君）

今後高齢化ということで、いつまで免許をとということでもないんですけども、そういったときに

すごく助かる事業。もし対象者が増えたときまた予算組んでいただくということでもよろしいですか。その人数が26名ということですがそれを超えた場合は、また補正ということで、やるということでもいいですね。

○健康増進課長（小松弘明君）

想定している人数よりも、申請者が多ければ、それなりの補正ですとかいろんな対応を考えていきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

説明資料の39ページになります。妊娠届時に5万円、出生届け時に5万円、合計10万円ということなんですけど、この補助金で給付金を見ると、9,990万円、これを10万円で割ると999人なんですよ。そんな単純ではないと思うんですが、これは何名大体予定されていらっしゃるのでしょうか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

対象者としましては妊娠届出の見込みを998人、出生届出の見込みを1,000人としておりまして合計で1,998人としております。

○委員（前川原正人君）

これと同時に産前産後のこれは一つの給付事業なんですけれど、これがまた国保のほうになりますと、いわゆる、来年の1月になりますけど、産前産後の期間の4か月間の国保税の均等割と所得割を免除する。そういう制度になってるわけですね。だから、そうしますと、いわゆる、そのことも周知もしていかなければならないんですけど、言ってみりゃ、全く産前産後のお金の部分と、国保のほうと全く違うようにも見えますけどやはり連携していると。国保加入者の場合ですね。そういう、この均等割と所得割を免除するということが、来年の1月からあるわけなんですけど、その辺りのもちゃんと検討といいますか、想定をした予算組みということで理解してよろしいですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

国保の特別会計の予算のほうでは、まだ、その話は出ておりますけれども、令和5年度の当初予算のほうには、反映はしていないところでございます。

○委員（久木田大和君）

説明資料の41ページの、歯周病検診事業になりますけれども、この事業で、自分も先日受けさせていただいて、制度としては、こういうのを意識するタイミングにはちょうどいいのかなと思うんですけども実際の受診率というのはどれぐらいの状況になっているのでしょうか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

令和4年度の受診率としましては15.2%となっております。

○委員（久木田大和君）

歯の検診というところで、おいしく物を食べられなくなったりとか嚙む力がどんどん弱くなっていったりすると、高齢者の方々が、どんどん、身体能力の機能の衰えと比例しているというような状況もお伺いしたところでして、受診率をもうちょっと上げていくような取組をしていってほしいなと思ったところなんですけれども、そういった取組というのは、今後、どのように取り組んでいくのか、お示してください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

受診率につきましては、毎年度上がってきておりまして、令和元年から3年の平均でいきますと13.9%だったんですけども、4年度につきまして15.2%ということで、受診率は上がってきてるんですけども、また歯科医師会と協力しながら受診率の向上に努めていきたいと思っております。

○委員長（鈴木てるみ君）

委員の皆様にお諮りします。委員外委員からの発言の申出がありました。これを許可してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員外議員（竹下智行君）

38ページの産後支援事業についてお尋ねします。今年度は、訪問型が加わるということですが、これまでの日帰り、あと宿泊、こちらのほうの令和2年度から令和4年度までの実績のほうをまず教えてください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

令和2年度の宿泊型が、延べ日数で77日。令和3年度の宿泊型が118日、令和4年度の2月末現在で28日、デイサービスのほうが令和2年が125日、令和3年度が227日、令和4年度の2月末現在で319日となっています。

○委員外議員（竹下智行君）

それでは令和5年度の見込みの日数等が分かればお示してください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

令和5年度につきましては宿泊型が86日、デイサービス型が228日、アウトリーチ型という新しい訪問型のほうが50日を予定しております。

○委員外議員（竹下智行君）

お聞きするところで、この事業をされているところが、現在の宿泊型といいますか、そちらのほう、今ちょっとやめてるというふうなお話も聞いたことあるんですけども、こちらについての今後のサポート体制というか、こちらについてはどのようにお考えか、教えてください。

○健康増進課長（小松弘明君）

議員がおっしゃられるとおり、宿泊型の産後ケアを利用していた施設がございまして、現在のところは宿泊を休止しているような状況があります。そこについては、職員の関係だったりと、いろいろな要素が関わって休止してるんですけども、何とか再開できないかっていうことで、医療機関とも協議したりとか、例えば利用者が利用しやすい、個人じゃなくて集団でとか、いろいろな方法を模索しながら、何とか復帰に向けて、業者が実施し、利用しやすい体系ができればということで、また、今後も、産科医療機関とも協議をしてみたいと思います。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

すいません先ほどの風疹抗体の実績について、お伝えします。令和元年度から令和4年1月末の風疹抗体の実施者数なんですけれども、対象者数が1万3,203人のうち、抗体検査を実施された方が、4,706人で、受験率が35.6%となっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにないですか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで保健福祉部への質疑が終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時33分」

---

「再開 午後 2時48分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで保健福祉部長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほどの一般会計の審査の中で、藤田委員のほうから、資料の45ページ、1番上のところで1段目のところで、地域自殺対策緊急強化事業の御質問がありまして、それに答弁したところでありましたけれども、こちらの事業につきましては、対象者としては、全市民の方を対象にしております。

ただ、今回、報償費で見えております研修会につきましては、職員を対象にした研修ということで、窓口等に従事している職員を対象に、市役所に来庁された市民の方を見て、ここに書いてあります、自殺の懸念がされるような方に対して、職員をゲートキーパーということで養成して、そういう方がいらした際に、お話を聞いたりということで自殺の防止につなげていこうということを考えております。今年度につきましては2月に実施しましたが、来年度は今のところ2月を予定しておりますけれども先ほど答弁しましたとおり、その状況に応じてまた、そこは考えるということと、職員だけでなくほかの関係機関で、そういうような窓口の対応しているところについてもお声かけをしながら、そういう研修も広げていければというふうに考えているところでございます。

#### △ 議案第22号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

##### ○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第22号、令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

##### ○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第22号、令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。国民健康保険は、制度創設以来の大改革である平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、現在、鹿児島県と市町村とが共同で国民健康保険事業の運営を行い、国保制度を持続可能なものとするため、安定的な運営に最善を尽くしております。まず、歳入については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険税が減収し、このことなどにより、財源不足が見込まれることから、被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険基金から繰入れを行い、国民健康保険税率を現行のまま据え置くこととしています。次に、歳出については、去る2月27日の本会議で可決いただいた議案第3号 霧島市国民健康保険条例の一部改正についてに係るものとして、増加する出産費用の負担を軽減する観点から、出産育児一時金を50万円に引上げることであります。このほか、生活習慣病対策としての発病予防と重症化予防に重点をおきながら、特定健康診査やその結果に基づく特定保健指導、人間ドック助成などに引き続き取り組むための予算を計上し、市民の健康保持・増進に注力するきめ細かい事業を展開するとともに、医療費の適正化を進めてまいります。この結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、144億7,878万1,000円としたところです。以上が概要であります。詳細については、保険年金課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

##### ○保険年金課長（宮永幸一君）

議案第22号、令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。歳入・歳出予算の総額は、それぞれ前年度より3億5,007万8,000円減の144億7,878万1,000円を計上しております。まず、歳入については、予算に関する説明書で説明します。それでは、8ページを御覧ください。(款)1国民健康保険税については、被保険者が減少するため、前年度より7,485万1,000円減の19億8,690万1,000円を計上しております。次に、10ページになります。(款)2使用料及び手数料(項)1手数料(目)1督促手数料については、前年度と同額の70万円を計上しております。次に、12ページになります。(款)3国庫支出金(項)1国庫補助金(目)1社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、14万6,000円を計上しております。次に、14ページになります。(款)4県支出金(項)1県補助金(目)1保険給付費等交付金については、前年度より3億4,292万5,000円減の111億8,655万7,000円を計上しております。次に、16ページになります。(款)5財産収入(項)1財産運用収入(目)1利子及び配当金については、前年度より11万円減の30万9,000円を計上しております。次に、18ページになります。(款)6繰入金(項)1他会計繰入金(目)1一般会計繰入金につ

いては、事務費や職員給与等繰入金のほか、保険税軽減分などに係る保険基盤安定繰入金など、合計額は前年度より273万4,000円増の12億2,734万9,000円を計上しています。次に、20ページになります。(款)6繰入金(項)2基金繰入金(目)1国民健康保険基金繰入金については、国民健康保険税率を現行のまま据え置くことで財源不足が見込まれることから、6,586万8,000円を計上しています。次に、22ページになります。(款)7(項)1(目)1繰越金については、1,000円を計上しています。次に、24ページになります。(款)8諸収入(項)1延滞金加算金及び過料(目)1延滞金については、前年度より94万円減の89万円を計上しています。次に、26ページになります。同款(項)2雑入(目)1雑入については、前年度と同額の1,006万円を計上しています。続きまして、歳出になります。歳出については、予算説明資料で説明いたします。なお、事業目的等はお示しのとおりですので、説明は割愛させていただきます。別冊の予算説明資料1ページを御覧ください。一般管理費については、一般会計への繰出金419万5,000円、国保事業に関する事務経費3,128万円を計上しています。内訳は、お示しのとおりです。次に、連合会負担金については、鹿児島県国民健康保険団体連合会への運営負担金に係る本市負担分448万2,000円を計上しています。次に、賦課徴収費については、国民健康保険税の納税通知書などの印刷及び発送等に係る経費250万9,000円を計上しています。次に、運営協議会費については、霧島市国民健康保険運営協議会の開催分に係る経費35万9,000円を計上しています。次に、2ページになります。1段目の一般被保険者療養給付費の91億340万8,000円から5段目の診療報酬審査支払手数料2,530万円までの医療諸費は、被保険者の受診医療費分などについて、鹿児島県国民健康保険団体連合会に支払うための経費を計上しています。6段目の一般被保険者高額療養費15億9,780万3,000円から3ページ1段目の退職被保険者等高額介護合算療養費10万円までの高額療養費については、自己負担の限度額を超えた分を支給するための経費を計上しています。3ページ、2段目と3段目の移送費については、一般被保険者20万円、退職被保険者10万円を計上しています。4段目と5段目については、1件当たり50万円を支給する出産育児一時金4,500万円、その支給に伴う支払手数料2万2,000円を計上しています。6段目の葬祭給付費については、380万円を計上しています。一番下の段の新型コロナウイルス感染症傷病手当金については、300万円を計上しています。次に、4ページになります。1段目の一般被保険者医療給付費分24億3,126万9,000円から5段目の介護納付金分1億9,879万6,000円までの国民健康保険事業費納付金は、県の通知額に基づき計上しています。6段目の共同事業拠出金については、5,000円を計上しています。一番下の段の一日人間ドック助成については、2,264万円を計上しています。次に、5ページになります。1段目の特定健康診査事業については、1億2,286万6,000円、2段目の特定保健指導事業については、903万4,000円を計上しています。一番下の段の保健衛生普及費については、会計年度任用職員の人件費を含む3,227万円を計上しています。次に、6ページになります。1段目の国民健康保険基金積立金については、30万9,000円を計上しています。2段目、3段目の保険税還付金については、一般被保険者分1,250万円、退職被保険者等分10万円を計上しています。4段目の償還金については、科目設定の1,000円を計上しています。一番下の段の予備費については、前年度同額の1,000万円を計上しています。以上で説明を終わります。

○委員長(鈴木てるみ君)

ただいま説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員(前川原正人君)

国保会計について令和5年度のいわゆる県の国保事業費の納付金が予算組みされてるんですけど、今回の当初予算で納付金の本算定は幾らということに、最終的にはなったんですか。

○保険年金課長(宮永幸一君)

うちのほうの予算措置とすれば、33億2,073万3,000円。

○委員(前川原正人君)

ということで、いわゆるこれが5年度で納付金ということで、県のほうに納めていくという流れになっていくわけですが、特に県が示した本算定が、大体今おっしゃったように33億2,073万3,000円ということなんですけれど、その中で、今度は財政安定化基金の活用ということで、県が市に対して、充当額を示してますよね。本算定を受けて、最初仮算定があって本算定があって、それでそれを見て、県内の状況を見て、そしてその上で、充当額があったと思うんですが、それは幾らになってるんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

まず、県の運営主体でありますので、まず県全体で、必要な納付金額を昨年末のうちに、仮算定という形で、計算されました。そのときの納付金の算定額が480億2,000万円になります。実際に、年明け、今年に入ってから最終的に、再度本算定という形で、県がもう1回はじいたのが、485億2,000万円という形で、ここで5億円ぐらいの差が出ました。5億増えたということなので、ここの部分について、それでは、県内の市町村の皆さんに、この分をまた、その負担ではないですけど、納付が増えますので、その対応をどうするかということで、県のほうでは、仮算定から本算定にかけての増額分、約5億円については、全額、県の財政安定化基金から取崩しを行って、結局、最終的に、仮算定と本算定の額というのが、変動がないようにされたところであります。

○委員（前川原正人君）

ただ、今度は今年の大体7月ぐらいに、今のこの5億円の部分をどうするかということで、各市町村の意見を聞くようになってるんですよ。だからそうすると、県全体ではさっきおっしゃったように37億円。まだ、どうするかってのは宙に浮いているんですね、実際は。ですから、本来であれば、これはもう制度上の問題でもあるんですけど、本当は、負担軽減のために使うというのが本来の道筋なんですけれど、7月にアンケートをとって、いわゆる意見を聴取をして、それを集約し、そしてまた、精算をするようなことになるようなことを、私も聞いてます。ですからあとは市町村の首長がどういう判断をするかということで、委ねられている部分があるんですけども、そういう声がやっぱり必要ではないのかなという気もするんですね。だからそういう声を上げるのかどうなのか。いやもう今ままでいいよということかということが問われていくと思うんですがその辺はどのようにお考えなんですか

○保険年金課長（宮永幸一君）

鹿児島県のほうで、国保の上の連携会議がございまして、そちらのほうにいろんな各種部会がありまして、まずは財政部会のほうで、その基金の取扱いについてということでどうするかっていうのは昨年から議論があったところでございますので、実際のところまだ、継続協議ということになって、その案件も連携会議のほうでも、そのようになっているところです。まずそこは今後また引き続き、財政部会のほうでも協議をしていくことになろうかと思えます。

○委員（前川原正人君）

今後の課題になると思います。それはそれとして、まだ7月になってないので、今後の課題になると思います。そしてもう一つは、先ほど申し上げました国保事業費納付金における国保安定化基金の活用ということで、表が出来てるんですね。多分手元にあると思うんですけど、霧島市の場合、3,442万4,523円が充当額として、配分というのはおかしいですけど、その分は、いわゆるその軽減が図られるという理解をするわけですけども、そのことの予算措置っていうのはどこで、今回の令和5年度で見た場合に出てくるんでしょう。

○保険年金課長（宮永幸一君）

それにつきましては、一般会計からの繰入れに基づくことになります。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば今私が申し上げた3,442万円は、一般会計からの繰入れとして、しっかりと今回のこの

予算の中に反映しているという理解でよろしいですね。

○保険年金課長（宮永幸一君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは今年3月で、国保会計に係るいわゆるコロナの傷病手当金が廃止されるんですね。今まで、ほかの保険制度でもあった部分があるんですけど、これに代替する施策等についての議論というのはされなかったんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

今代替策といいますか、市の独自のというような施策っていうのは、検討はしておりません。議論もなかったところでございます。

○委員（前川原正人君）

これも同じく新年度になって、新年度、23年度5月には、今度は、休業支援金給付金と小学校休業等対応助成金っていうのが今まであったわけですよ。もうこれも廃止になるわけですよ。ただそういうことも全く議論もなかったと。それは所管が違うんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

今前川委員が申された分については、ここのほうの制度のほうの事業ではないです。

○委員（前川原正人君）

一般会計のほうで、特別会計の繰出金ということで、7割5割2割の法定軽減、これが先ほどの説明では2万3,800人、これが7割軽減で1万1,600人の軽減ということになるんですけども、この予算上で見たときに、あとの5割軽減、それから2割軽減の世帯数と言ったほうがいいんでしょうかね。大体どれぐらいということで、予算組みをされていらっしゃるんですか。

○税務課長（吉永利行君）

手元に令和5年1月31日現在の数字なんですけどよろしいでしょうか。まず、5割軽減のほうです。世帯数で申しますと、3,072世帯、2割軽減2,130世帯となっております。ただ先ほど全体世帯が2万3,000ということでしたけども、この時点では2万7,000になっております。世帯数は1万2,793です。

○委員（前島広紀君）

説明資料の2ページの下から4段目のところなんですけれども、レセプト審査を委託しているところに2,530万円支払うということなんですけれども、このレセプトの審査をして、間違っていたら、返金してもらわなければならない。その額というのは大体どのぐらいを見込んでるっていうか令和4年度でもいいんですけど。

○保険年金課長（宮永幸一君）

見込額はちょっと分かりませんが令和3年度の実績でいきますと、過誤調整の金額としては、3,195万9,000円ほどございました。

○委員（前島広紀君）

はい、分かりました。それじゃその下の段の一般被保険者の自己負担額が限度額を超えた場合であるんですけども、相当高い限度額を超える人がいるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺りは分かりますか。後で答えられますか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

高額療養費につきましてはちょっと1番高い額っていうのはあったんですがちょっと今手元に資料はないんですけども、3年度決算でいきますと、15億2,239万320円の給付はしているところです。最高でという部分はちょっと調べてまた御報告いたします。[51ページに答弁あり]

○委員（有村隆志君）

ちょっと確認でした。予算説明資料の3ページ、出産一時給付金、ここで聞くべきじゃないかもしれないんですが、一応、繰出金のほうでは3,000万ぐらいを予定、入ってで、1,500万が増えてるんで、人数が90人というのは何か。制限があったんですか。収入の。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

90人についての制限というものはありません。出産一時金の件ですよ。はい。毎年、やはり少子化が進んでおりました令和4年度は100名でした。ということで令和5年も少子化が進むということを予測しまして90人にしております。

○保険年金課長（宮永幸一君）

補足になります繰入金3,000万ですね、出産育児一時金の繰入金につきましては、出産育児一時金の支給額の3分の2相当額を支援措置として、一般会計からの繰入金を認める地方財政措置がございますので、それに基づいての繰入れを行っています。

○委員（前川原正人君）

それとですね退職者医療の関係ですけど。大体今は退職をされてもいわゆる1年間は任意継続とか、また再雇用とか、様々、要件がありますのでそんなに増えないのかなと思ってるんですけど。今度のこの当初予算で見たときに、退職者のこの国保の方たちですね。大体どれぐらいの見込みを立てていらっしゃるんですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

退職者医療費制度というものにつきましては、厚生年金や共済年金などを受けられる人でその期間が20年以上、もしくは40歳以上で加入期間が10年以上の方。65歳未満の方ということなんですが、この制度につきましては平成27年3月31日をもって終了しております。ただし、この分について経過措置的なものがありましてその分を予算計上しておりますので、実際、この部分については令和2年度3年度で実績はありません。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば先ほど申しましたとおり、任意継続をやったりとか、そういう方向性が大体強まってきているというそういうことになるんでしょうね。以前は退職者医療制度というのがあったんですよ。退職をしたときには、退職者医療制度分ということでちゃんと制度も充実してて、今、先ほどおっしゃるように、経過措置もあったんですけど。それは逆に言えば、今申し上げたとおり任意継続だったりとか、もういきなり国保に入らないで、再就職をして、社保及びそういう協会けんぽ等に入ったという、そういう理解でもいいのかなという気がするんですがどんなもんなんでしょう。

○保険年金課長（宮永幸一君）

この制度も先ほど中村が答弁しましたように、もう制度自体が廃止をされて経過措置的なものですので、この部分ではもう自然ともなくなる部分でありますけれども、前川原委員がおっしゃったように、保険のほうの任意継続ないし、保険の被用者保険拡大とかですね、そういう部分でこちらの国民健康保険の被保険者数の減少というのが出てくる、ちょっと広がっていく可能性はあろうかと考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時28分」

## △ 議案第23号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

### ○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第23号、令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

### ○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第23号、令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳から74歳までで一定の障がいがあり認定を受けた方を対象とした医療保険制度です。県内の全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、保険料の決定、医療給付などを行っています。市町村では、被保険者証等の交付、各種申請受付、保険料の徴収に係る事務や、被保険者の疾病の早期発見などを目的とした健診や受診助成、疾病の重症化予防や適正受診のための訪問指導などの保健事業を行うことにより、当該医療制度の適正な運営に努めているところです。歳入の保険料については、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定を行っており、令和4年度からの2か年度は所得割率が10.88%、均等割額が56,900円、賦課限度額が66万円となっています。歳出については、後期高齢者医療事業を円滑に行うための経費や広域連合への保険料納付金等を計上しました。また、保健事業においては、健康診査事業「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る訪問指導事業、そして一日人間ドック助成の経費を計上し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に重点を置いた予算編成としています。その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、17億688万7,000円としたところです。以上が概要であります。詳細については、保険年金課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

### ○保険年金課長（宮永幸一君）

令和5年度後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。歳入については、予算に関する説明書で説明します。8ページを御覧ください。(款)1.後期高齢者医療保険料、(項)1.後期高齢者医療保険料、(目)1.特別徴収保険料については、前年度より809万3,000円減の7億16万円、(目)2.普通徴収保険料については、1,157万6,000円増の3億9,954万8,000円を計上しています。10ページを御覧ください。(款)2.使用料及び手数料、(項)1.手数料、(目)1.督促手数料については、科目設定として1,000円を計上しています。12ページを御覧ください。(款)3.繰入金、(項)1.一般会計繰入金、(目)1.事務費繰入金については、本特別会計の事業実施に対する経費として4,391万2,000円を計上し、(目)2.保険基盤安定繰入金については、低所得者に対する保険料軽減分の公費補てん分として4億9,152万9,000円を計上しています。14ページを御覧ください。(款)4、(項)1、(目)1.繰越金については、科目設定として1,000円を計上しています。16ページを御覧ください。(款)5.諸収入、(項)1.延滞金加算金及び過料、(目)1.延滞金と(目)2.過料については、それぞれ科目設定として1,000円を計上しています。18ページを御覧ください。同款、(項)2.償還金及び還付加算金、(目)1.保険料還付金については、146万5,000円を、(目)2.還付加算金については、3万5,000円を計上しています。20ページを御覧ください。同款、(項)3.雑入、(目)1.雑入については、広域連合からの長寿健診、一日人間ドック、訪問指導事業に係る補助金等7,023万4,000円を計上しています。続きまして、歳出については、予算説明資料で説明します。1ページを御覧ください。一般管理費の後期高齢者医療費については、被保険者証や保険料通知書の発送などの後期高齢者医療事務を円滑に行うための各種経費であり、1,526万1,000円を計上しています。後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料相当額と低所得者への保険料軽減補填分である保険基盤安定負担金を広域連合に納入するもので15億9,123万9,000円を計上しています。2ページを御覧ください。健康診査費の健康診査事業については、生活習慣病などの疾病の早期発見、早期治療、

重症化予防、フレイル等の健康状態を総合的に把握するため、1年に1回長寿健診を実施するもので、令和5年度も6,500人の受診を見込み、委託料など6,190万6,000円を計上しています。同じく健康診査費の訪問指導事業については、医療専門職が地域の健康課題の把握・分析を行い、個別訪問指導・健康相談等を実施することに要する管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の報酬など2,697万円を計上しています。3ページを御覧ください。同じく健康診査費の一日人間ドック助成については、人間ドック受診者に対する一部助成制度で、186人の受診を見込み501万円を計上しています。保険料還付金については、所得の更正等による保険料過誤納者への保険料還付金として150万円を計上しています。一般会計繰出金として、科目設定の1,000円を計上しています。予備費として、前年度と同額の500万円を計上しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川原正人君）

後期高齢者医療特別会計予算の予算書の8ページになります。この中で特別徴収と普通徴収の2種類のいわゆる手納付か引き落としかということになるわけですが、これはそれぞれ大体何件ずつを想定していらっしゃるんですか。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

御質問の件ですが、この保険料につきましては、広域連合からの内示額というか予算額に基づいてつくっているところなんですけれども、当被保険者につきましては、算定根拠となる被保険者は、1万7,616人を見込んで作成されているところです。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、広域連合のほうからのデータで、それに基づいた、予算組みをされているということでしょうけれど、要は普通徴収と特別徴収というのは、いわゆる、年金額がある一定以上の方、そしてそれ以下の方ということで分けられているわけですよね。だから全体数でしか分からないんですか。特別徴収で被保険者が何名、それから普通徴収で被保険者が何名っていうのを、もうぶっ込みで来るんですか。どうなんです。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

広域連合から示されている内示額につきましては総額でしか分からないものですから、予算編成の作成に際しましては、去年、例えば令和3年度の収納実績に基づきまして、割合を求めましてそれで出しているところですので人数的には分からないっていうところです。

○委員（前川原正人君）

確かに行政が直接関わっていないことではないんですけど、複雑になってるわけですが、普通予算組みをするのであれば、普通徴収の被保険者が何名で、特別徴収が何名でっていうのは、見込みをたててやるのが、普通だと思うんですけど、もうそれすら分からないと。もう全体しかも見えないということなんですね。もうそれ以上は言えないので分からないのを何で分からないんですかって言えないので、どうなんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

5年度の当初予算の基本的には、今木藤から申し上げたように、具体的な数字は分かりませんが、4年度の割合、内訳からいきますと、被保険者数が1万7,241人のうち、特別徴収が1万3,455人で、割合としては78.0%、普通徴収のほうが、1,823人で、10.6%。残りの部分は特徴と普徴の併用になるんですけども併用の方が1,963人で、割合が11.4%となっている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

歳出のほうでの説明で、健康診査費ということで、6,190万6,000円ということで予算の計上があるわけですが、令和5年度6,500人を見込んでおりますと、これは6,500人がマックスのパーセ

ンテージということで理解していいのですか。それともほかにも、ある一定程度パーセンテージをはじき出したのが目標値として6,500人なのか、これはどういう6,500人なのか、御説明いただけますか。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

6,500を目標値として定めているところです。令和4年度の現在の実績になりますけれども、受診見込みが6,486名になっているところです。

○委員（前川原正人君）

これはあくまでも見込みであって、まだたくさんいらっしゃるわけでしょう。だから100%はたしか難しいんですよ。受ける受けないは本人の自由ですので。だから、大体全体でどれぐらいいらっしゃるって、そのうちの6,500。これはもう先ほどの数字とみたいな感じで1万幾らとかおっしゃったですよ。全体で。被保険者で1万7,616人の大体これぐらいで、そのうちの6,500人という、そういう理解でよろしいのですか。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

長寿健診の対象者といいますか4月1日現在の被保険者としましては、1万7,467人です。そのうちの6,500人が受診されるというふうに見込んでおります。

○委員（有村隆志君）

6,500人ということでも、既往症をもって何か病気があるよということで、健診を受けないけど、それぞれ病院に行っていて、情報をもらうというのは個々に入らない、そういう管理はしてないということですね。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

国民健康保険は情報提供というものがあるので、そのカウントをされると思うんですけども、後期高齢者のほうはその取扱いをしておきませんので、この数字には含まれてこないことになります。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった数字でパーセンテージをはじき出すと大体37.2%程度の受診率の目標ということですけど、この中には、後期高齢者ですので、75歳以上が対象になりますので、受ける方たちも、逆に言えば、限られてくるという、そういう側面も一つあると思うんですね。ですから、本来であれば、これも制度としてあるわけですので、もう少し受診率を上げるための手だてといいますか。大いに、健康老人を増やすという点では、そういう取組というのも当然必要になってくると思うんですが、その辺については、どのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

○すこやか保健センター所長（島木真利子君）

私どもが訪問をしている対象に、健康状況が把握されていない、医療機関にも行っていない、私どもの検診も受けていないというような方を対象に訪問しておきまして、そこから、健診の受診勧奨をしたり、認知症があるかなというときには、包括等と連携して、つないで、専門医に受けさせたりとか、そういうことをして、今後少しでも、長寿健診につながって、そこから重症化予防というような、ふうにつなげていけたらいいなというふうに思っているところです。

○すこやか保健センター副所長（中村真理子君）

保健センターのほうでは、健康教育を実施してまして、そういうような場でも、長寿健診だけではなく、特定健診、それからがん検診の受診勧奨、それから長寿障害が主体になっている元気いちばん講座のほうでも検診を受診していただくような勧奨等も、いろんな場を通じて検診の受診勧奨の機会をとらえて、周知を図っているところです。

○委員（前川原正人君）

1番最後の3ページの1日人間ドック助成も、パーセンテージの目標どれぐらい、見込んでいら

っしゃるんですか。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

目標としてパーセンテージは設けていないところです。まず予算上は186人ということで、ここ数年変わっていないところなんですけれども、団塊の世代が順次後期高齢に入ってきて、枠を増やさないといけないんじゃないかというふうに考えているところなんですけれども、実績として、186人というところまでいかないものですから、例年の枠で組んでいるところです。

○委員（藤田直仁君）

関連ですけれども、この人間ドックってのは、あくまでも後期高齢者を対象にしたってということになるんですね。で、この受診先なんですけれども、人間ドックをするとこだったらどこでも受けても、領収書等を持ってくれば、この金額のコースに合わせた補助してくださるということでよろしいでしょうか。

○保険年金課主幹兼後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

霧島市と契約をしたところだけになりますので、今は15医療機関と契約しています。

○副委員長（久木田大和君）

一般管理費のほうで国民健康保険のほうとも、重なるかと思うんですけど、マイナンバーカードが国民健康保険証のかわりに活用できるというところで、発行枚数と保険証等の発行枚数であったりとかこういったのが、今後変動してくる、保険証を発行しなくてもマイナンバーカードで足りるというようなことになれば発行しないという形だったりそういったものが見込まれているのかどうかについてお伺いします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

被保険者証が廃止になるのは、令和6年度以降というなニュースとか新聞記事とかでもしておりますので、それに関わる予算計上はまだしていないところであります。あと後期もですけれども、国民健康保険も同じような取扱いになりますので、その関係につきましては、市のほうも、いろいろ周知を図っていかないといけないかと思えます。で、マイナ保健証につきましても、私どものほうの窓口でも補助しながら、そういう登録もやっております。また何か御相談があれば、そういうお声かけていただければと。

○委員（池田綱雄君）

75歳以上の後期高齢者なんですけど、質問をさせていただきたいと思えます。この1日人間ドックコースですから、この1番下のがん予防コースというのがPET検診になるんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

そうです。PET検診も含まれております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時53分」

「再開 午後 3時54分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開します。ここで中村保険年金課主幹より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

先ほどの国保特会のときに、前島委員のほうから質問された高額療養費の支給の最高額についてです。今調べたところ、1人で376万3,633円ですね、払戻しをしております。

- 委員長（鈴木てるみ君）  
ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時54分」

「再開 午後 3時56分」

### △ 議案第24号 令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について

- 委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第24号、令和5年度霧島市介護保険特別会計予算についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

- 保健福祉部長（小倉正実君）

議案第24号、令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について概要を説明いたします。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億2,698万3,000円を計上し、前年度と比べ2億9,582万4,000円の増、率にして2.5%の増となっています。予算計上にあたっては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画において「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの強化に向けた取組を推進するため、高齢者の自立支援や重度化防止の取組、認知症施策、介護保険サービスの提供等に要する経費を計上しました。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

- 長寿・障害福祉課長（山口清行君）

それでは、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の4～7ページ（歳入歳出予算事項別明細書総括）を御覧ください。歳入予算（4～5ページ）につきましては、第1号被保険者の介護保険料、国・県支出金、第2号被保険者の保険料の原資として社会保険診療報酬支払基金から交付される支払基金交付金、一般会計繰入金等をそれぞれ、法で定める負担割合等に基づき、計上しました。歳入の主なものとして、保険料は、第8期介護保険事業計画における保険料基準額のもと、22億4,633万5,000円を計上し、前年度と比べ4,029万2,000円の増となっています。国庫支出金については、28億7,523万4,000円を計上し、前年度と比べ1億227万8,000円の増となっています。繰入金については、20億4,176万6,000円を計上し、前年度と比べ4,580万3,000円の増となっており、内訳については24～27ページを御覧ください。一般会計繰入金は、総額18億9,676万6,000円を計上し、前年度と比べ3,080万3,000円の増となっています。26ページの介護給付費準備基金繰入金は、1億4,500万円を計上し、前年度と比べ1,500万円の増となっています。次に、歳出予算につきましては、予算説明資料に基づき説明いたします。予算説明資料1ページを御覧ください。（1段目）一般管理費は、介護保険制度運営に要する職員の人件費及び事務経費として7,866万3,000円、（2段目）賦課徴収費は、介護保険料の賦課に要する職員の人件費及び事務経費として811万3,000円、（3段目）認定調査等費は、介護認定に要する調査員の人件費及び事務経費として7,631万9,000円、（4段目）認定審査事務負担金は、始良・伊佐地区介護保険組合への構成市町負担金3,370万1,000円をそれぞれ計上しました。次に、（5段目）居宅介護サービス給付費から4ページ（最下段）特例特定入所者介護予防サービス費までは、保険給付費としてそれぞれサービスの種別ごとに総額110億9,599万円を計上しました。前年度と比べ2億8,172万5,000円の増となっています。なお、保険給付費の予算は、第8期介護保険事業計画における給付費の見込額と同額を計上しています。保険給付費の内訳については、1ページ（5段目）居宅介護サービス給付費から2ページ（6段目）特例居宅介護サービス計画給付費までが、

要介護1から要介護5の方へのサービス提供に係る保険給付費で、総額98億6,648万6,000を計上し、2ページ(7段目)介護予防サービス給付費から3ページ(6段目)特例介護予防サービス計画給付費までが、要支援1、要支援2の方へのサービス提供に係る保険給付費で、総額4億2,362万2,000を計上しました。そのほかの保険給付費は、3ページ(7段目)の国保連合会へ支払う審査支払手数料を1,320万2,000、(最下段)の自己負担が上限額を超える場合の給付費として、高額介護サービス費を3億1,052万3,000、4ページ(4段目)の低所得者の方で施設入所及びショートステイ利用時の食費、居住費の給付費として、特定入所者介護サービス費を4億3,428万7,000計上しました。次に、5ページを御覧ください。(1段目)介護予防・生活支援サービス事業費から7ページ(2段目)審査支払手数料までは、総合事業、包括的支援事業・任意事業及びその他諸費の地域支援事業費として、総額5億2,777万2,000を計上し、前年度と比べ1,968万1,000の増となっています。主な事業として、5ページ(1段目)介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者及び介護予防・生活支援を必要とする方々への訪問介護や通所介護サービスで、2億514万8,000を計上し、(3段目)一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての方及びその支援ための活動に関わる人を対象に行う介護予防事業で、地域住民が主体で運営する地域のひろば推進事業等、2,007万5,000を計上しました。また、包括的支援事業・任意事業費として、(最下段)包括支援センター運営事業費1億9,884万8,000を、6ページ(1段目)の地域の実情に応じて事業を実施する任意事業費として、ケアプラン点検、介護度維持改善率向上に向けた取組の介護給付等費用適正化事業をはじめ、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等に要する経費、3,452万1,000を計上しました。(3段目)生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターや協議体を設置し、高齢者の社会参加及び生活支援サービスの推進に要する経費、2,966万6,000を計上しました。また、認知症施策の取組として、(最下段)認知症総合支援事業費を1,590万4,000計上し、その他7ページ(1段目)地域ケア会議推進事業費を107万4,000、(2段目)審査支払手数料97万6,000を計上しました。(3段目)保健福祉事業費は、地域生活配食事業や家族介護用品支給事業等に要する経費9,300万3,000を計上しました。(4段目)介護給付費準備基金積立金は、利子分の積立額38万2,000を計上しました。最後に、(最下段)第1号被保険者還付金は、過年度分の介護保険料の更正を行った場合の還付金等300万円を計上しました。以上で、令和5年度霧島市介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木てるみ君)

ただいま説明が終わりました。質疑はございませんか。

○委員(久木田大和君)

それでは説明資料の中の5ページの上から3番目の、一般介護予防事業の中で、介護保険ボランティア制度の令和4年度の参加者が分かりましたら、お示してください。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長(木原浩二君)

介護保険ボランティアポイント事業につきましては、令和4年度はまだ実績が上がってきておりませんが、令和3年度の実績でよろしいでしょうか。令和3年度の実績としまして参加登録者が270人、ポイントの交付申請者が197人というふうになっております。それから、支出額が68万7,900になっております。

○委員(前川原正人君)

介護保険特別会計ですけれども。保険料は前年からしますと、4,029万2,000円の前年度比でいきますとプラスということで予算組みがされているわけですけれども、この中での1号被保険者を何名ほど見込んでいらっしゃるんですか。

○税務課主幹(有村昭司君)

特別徴収で、3万2,393人です。あと普通徴収のほうで3,900人程度見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった、いわゆる特別徴収って言ったら年間年金受給額が18万円以上であれば、年金から引き落とされるというのが通例になってるわけですが、この数字というのは年々どのような現象を起こしてますか、どのような状況なのか、お示しいただけますか。当初予算ベースでお願いします。

○税務課長（吉永利行君）

また後ほど回答させてください[55ページに答弁あり]。

○委員（前川原正人君）

予算書の介護予防生活支援サービス事業は、前年度比でいくとマイナス1,235万9,000円ということになっているわけですが、前年度から1,200万円ほど下げたというか、実績に基づく、一つの算出根拠だろうと思いますけど、この介護予防の生活支援サービス事業で1,200万円というのは結構な大きさなんですよ。この1,200万円を前年と比較してきたときに、減額とされた主な理由は何だったのか、お示しいただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

予算説明資料でいきますと、5ページになります。で、介護予防生活支援サービス事業、総額で2億514万8,000円。内訳としまして、今委員がおっしゃった、前年度と比較しまして、1,235万9,000円減になってるわけですが、この内訳の中に、旧介護予防訪問介護相当サービス、これが要支援1、2と事業対象者の方が利用する訪問介護です。こちらのほうが、前年度と予算を比べて300万円ほど減になっており、その下の通所介護相当サービス、これにつきましても前年度と比べまして1,100万円ぐらい減額となっております。減額となった理由としては、3年度から4年度にかけて4年度の利用者の実績が減ってるというところで、5年度もその推移を見込んで予算を計上しております。

○委員（前川原正人君）

実績に基づいてマイナスにしましたよと、そういうふうな理解でよろしいんですね。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

はい、そのような、御理解でよろしいかと思えます。

○委員（前川原正人君）

本来であれば補正予算のところで聞くべきだったんですけど、これは予算とは直接は関係ないんですが、間接的には関係があるんですけど、介護保険の基金の残高が3月末時点で、どの程度の金額を示すことになっているんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

令和4年度の決算を終えたとき3月末といいますか実際、出納閉鎖を経て、5月現在になるんですけども、そこで今の見込みとしては11億1,999万円程度ですから、11億2,000万円程度、今見込んでるところです。

○保健福祉部長（小倉正実君）

今5月末、答弁させていただいたのは、出納整理期間である4月5月の間に、積立てを行いますので4年度の予算を考えた場合については5年度末でお答えしたほうが、分かりやすいかなということでお答えところです。

○委員（前川原正人君）

今のお答えというのは、4年の出納閉鎖時点で、大体11億2,000万円ぐらいになるであろうという、そういう理解ですね。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

はい、そのとおりです。

○委員（池田綱雄君）

説明資料の1ページに、要介護の認定に必要な経費が含まれておりますが、この流れと、大体どれぐらいで決定されるのか、お尋ねします。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

要介護認定までの流れということでしたけども、介護保険サービスを利用するには、65歳以上の方であれば、1号被保険者として、その認定を受けないと、利用ができないということになるんです。申請をしていただいて、申請から認定調査員、会計年度任用職員なんですが、認定調査員のほうが申請者の方へ訪問をして調査状況を確認した上で、またそこから、介護保険組合のほうに、最終的に審査をしていただき、大体、申請から認定まで、1か月。2か月までいかないんですけど1か月を目安に、結果が出るというような流れにほかにありませんか。

○税務課長（吉永利行君）

先ほど御質問ありました、予算ベースでの令和4年度のほうから、御説明いたします。令和4年度のほうの特別徴収でございます。3万2,123名。普通徴収が3,840名でございます。

○委員（前川原正人君）

ケアマネさん。今、先ほど唐鎌さんがおっしゃったように、認定審査会を受けて、そして、様々、そういう一連の手続きがちょっと進んでいって、介護度が決まるというのは介護保険のやり方なんでしょうけれど、今ケアマネさんですね。大体、1人で何名ぐらいを網羅といいますか、対応を、各施設で違うんですけど、大体平均どれぐらいの人たちを1人でこのプランを考えていらっしゃるんですかね。大体でいいです。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

基準としてある数字がケアマネ1人に対して、利用者が35っていう数字が、あるんですけども、やはり多い人では、もう35とか持っていたりして、少ない人はやっぱり、経験年数にもよるところはあるんです。10名、20名とかっていう、こちらのほうで確認してるところは、そういう数字なんですけども、大体、やはり30名とか、そういったところで、ケアマネさんが持っている人数というのは、大体そのぐらいかなという把握はしております。

○委員（前川原正人君）

基本的なことをお聞きします。今回の5年度の介護保険の特別会計の中で、いわゆる介護度が要支援1、2、それぞれの介護度がありますよね。これはそれぞれ何名を見越した予算というふうになってるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

令和5年度の計画値の数字で申し上げますと、要支援1の方が683名、要支援2の方が909名。要介護1の方が1,445名、要介護2が1,137名、要介護3が850名。要介護5が843名、要介護5が676名です。

○委員（前川原正人君）

私もすこやか支え合いプラン2001。これが令和3年度から令和5年度、新しい次の年度で一つの区切りになって、次は、第9期に移行していくわけですけど、このプランで大体そのとおりになっているような、感じがどうなんでしょうか。あくまでも計画ですので、それはもう途中でお亡くなりになったりとか、様々要件があるわけですけど、その辺りはどうなんでしょうか、計画と実際を見たときにいかがなんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

計画と実績、そこにつきましては一応実績が完全に出ているのが令和3年度までですので、その差といいますか、そこでいいますと、例えば令和3年度は、先ほど言いました要支援1から要支援2そして、要介護1から5を合わせますと、計画上は6,413名です。それに対しまして、実績では、それぞれの各年度の3月末ですけども、6,330名ということで、ざっくりとは83名ほど、全体では

計画に対して要介護者が少なくなっているというような傾向でして、例えば令和2年度は計画が6,362名なんですけれども、実績のほうは6,379名ということで、計画を上回ってる。そのような形で若干年によって、増えたり減ったりはあるんですけども、おおむね計画どおりに推移しているというふうには考えております。

○委員（前川原正人君）

最後の年、令和5年度が終われば次の支え合いプランがまた出来ていくわけですよね。この手がける時期というのは大体いつぐらいをめどに考えていらっしゃるんですか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

時期、高齢者福祉計画それから介護保険事業計画ですけども、実はもう、計画策定の前段であります実態調査、それは今年度、今現在取り組んでおります。ですからもう着手するのは、既に取り組んでると。令和5年度、新年度が明けましたらまた、実際計画、今やっている、実態調査の分析であったりとか、そういった傾向を見ながら、それに基づいて、計画を策定していくというふうな段取りになっています。

○委員（藤田直仁君）

6ページの任意事業のところですが、1,810万円の予算がついてこの介護度維持改善率向上事業、PFS事業というのを概略説明してもらってよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

介護度維持改善率向上事業、PFS事業っていうのを、霧島市のほうで、令和3年12月ぐらいから、実際取り組んでおりまして、5年度が最終年度ということになります。内容としましては、自立支援、重度化防止、介護給付適正化という名目で取り組んでいるわけなんですけども、目的は、介護度の維持、悪化を防ぐということで、事業所で、通所系の事業所を利用する人たちの介護度を維持、悪化をぐってということで、これは、熊本健康支援研究所っていう業者に委託をして取り組んでるんですけど、そういった中で令和5年度に維持改善率がされてるかどうかっていうのを、成果指標を三つ掲げております。成果を達成したら、委託事業者に成果報酬として払うっていうことで、今年度5年度は、1,810万円予算計上させていただいております。

○委員（藤田直仁君）

ごめんなさいちょっとよく理解できなかったんですけど。誰に対してこのお金を使われるんですか。施設にお金が行くんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

この予算は委託をしてる事業所に支払う予算なんですけども、その事業所が、今、先ほど申し上げました、通所系の事業所に専門リハビリの職員がいなかったりとか、そういうところがあれば、委託業者のほうが入って支援をしてる。その利用者が、介護度が悪化しないような取組っていうのをしているっていうことです。通所系の事業所のほうに、お金を支払うということではないということで、御理解いただければと。

○税務課主幹（有村昭司君）

同じく任意事業のところですけども、本当に市としていい事業をされてるなあというふうに思っていると、民生委員の方からあったんですけども、この成年後見制度はすごく大事だと思うんですよ。例えば、ひとり暮らしの人に対してこれやっているのか、それとも家族であってもこれは利用できるのかということ。それから、取りあえず、下にもいろんな認知症のところもあったりして本当にいい事業を任意でやってらっしゃると思うんですけども、取りあえず、ここのところ、ひとり暮らしが対象なのか、その対象を教えてください。

○委員長（鈴木てるみ君）

成年後見制度の対象者ですか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

成年後見制度につきましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方が財産管理や施設の入所、病院の入院などで不利益な契約を結ぶことがないように成年後見人等を選任して法的に保護する制度でありまして、御一人の方、御一人世帯とか、そういうことの限定はされておられません。

○委員（有村隆志君）

例えば、民生委員の方から相談あればここで対応する。それとも社協の成年後見のところでやる事業になりますか。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

この成年後見センターは社会福祉協議会のほうに設置しておりまして、そちらのほうに業務を委託してるんですけども、ただ成年後見制度についての相談につきましては、例えばうちの長寿・障害福祉課であったりとか、それから社会福祉協議会で包括支援センターとそういったところでも相談そのものは受けます。一応業務としては成年後見センターが設置しておりますので、一応そちらが中心となって相談等を受けています。

○委員（有村隆志君）

分かりました。すごくいいを事業されてるので、ぜひ、これからもしっかりと続けてください。ということはこの下にあります。認知症総合支援事業というのがあります。これと、この上の現地サポーター養成事業、これは連動してるんですか。

○長寿・障害福祉課長寿福祉Gサブリーダー（下津曲聡子君）

地域支援事業の構成上、認知症サポーター養成事業というのが、この任意事業に位置づけられておりまして、こちらに予算計上させていただいております。認知症総合支援事業と委員がおっしゃるように連携しながらサポーター養成をしております。

○委員（有村隆志君）

年に養成講座事業ということでですね何回ぐらい、何人ぐらいを今、実態はどうでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

認知症サポーターの養成につきましては、地域包括支援センターから講師を小学校や企業等に派遣して講座を受けていただいておりますが、令和4年度につきましては5年の2月末時点で792名の方が養成されております。

○委員（野村和人君）

先ほどありました成年後見制度ですけど先ほど委託ということで、事業内容について具体的に御説明いただきたいとおもいます。

○長寿・障害福祉課主幹兼長寿福祉グループ長（木原浩二君）

成年後見制度に関する社会福祉協議会への委託につきましては、成年後見制度利用支援事業のほうを委託しておりまして、成年後見制度を利用する方の費用負担分について、助成を行っておりますがそういった業務を委託しているところです。

○長寿・障害福祉課長（山口清行君）

一応ですね後見センターの業務内容ですけども、ここにつきましてはまず成年後見制度に関する相談支援、それから、市民であったりとか高齢者ですね、そういう方に対する普及啓発、具体的にはパンフレットの作成であったりとか配布、それから出前講座ですね。それと、利用促進や関係機関との連携業務。これは関係機関というのは病院であったり、それから施設、それから制度を必要とする方で身寄りがない方などについて、市長申立てを行うかどうか審議する審議会や運営に関して協議する運営委員会の開催。具体的にはですね、後見制度を使うにあたってこれは裁判所に申立てをします。ですが、御本人さんが判断能力がないとした場合、身寄りもないとした場合には市

長申立て、霧島市のほうでそれを代わりに申立てをします。それをどうするかというのをまた、例えば弁護士の先生であったりとか、司法、行政書士とか、施設関係者医療関係者が集まりまして、市長申立てをするかどうか、そういった審議をする会を設けたりとかですね、そういったところです。あと、社会福祉協議会が法人としてっていうのは、後見人となるかどうか法人後見事業等がセンターの中にあります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第24号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時40分」

「再開 午後 4時43分」

### △ 議案第30号 令和5年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第30号、令和5年度霧島市病院事業会計予算についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第30号、令和5年度霧島市病院事業会計予算についての概要を御説明いたします。令和5年度は、公営企業の独立採算制の原則を堅持しながら、病院事業の効率的運営と経済性を図り、霧島市立医師会医療センターの施設整備や医療機器の購入等を計画的に実施することで、良質な医療を安定的に供給するための予算編成を行いました。予算の内容については、予算書の1ページから3ページに記載しております。令和5年度は、年間の延べ患者数を16万1,721人と想定しています。その内訳は、入院患者が9万36人、外来患者が7万1,685人と見込んでいます。この患者数に基づき、病院事業収益を75億8,175万8,000円、病院事業費用を75億7,942万8,000円計上しています。霧島市立医師会医療センターの施設整備については、昨年12月27日に新病院建設工事の契約を締結し、1月から本格的に建設工事に着手しています。このため、病院の施設整備等に関する資本的収支については、資本的収入を52億6,600万1,000円、資本的支出を57億5,914万7,000円計上しています。政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を、5月8日から5類に移行することを決定しましたが、病院事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるため、引き続き、始良地区医師会や関係機関等と連携を図りながら、地域住民に安定した医療の提供ができるように努めてまいります。以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、健康増進課長がご説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進課長（小松弘明君）

議案第30号、令和5年度霧島市病院事業会計予算について、御説明いたします。先にお配りしております資料は、病院事業会計予算書と別冊の予算説明資料になります。それではまず始めに、予算説明資料を用いて予算の概要を御説明いたします。予算説明資料の1ページをお開きください。まず、業務の予定量については、霧島市立医師会医療センターの病床数は254床で、うち一般病床は250床、感染症病床は4床になります。次に、年間の延べ患者数は、入院患者を9万36人、外来患者を7万1,685人と見込んでおり、1日当たりの平均は、入院患者が246人、外来患者が295人になりま

す。患者1人1日当たりの単価は、入院患者を5万8,603円、外来患者を2万6,000円と想定しています。建設改良事業については、医療機器購入のための器械備品整備費を2億9,700万円、施設整備のための施設改良費を52億5,659万6,000円計上しています。次に、収益的収入及び支出の病院事業収益については、年間の患者数や単価を基に、対前年度比6億1,954万8,000円増の75億8,175万8,000円を計上しています。病院の運営に係る病院事業費用は、対前年度比6億2,505万3,000円増の75億7,942万8,000円を計上しています。次に、2ページを御覧ください。資本的収入及び支出については、部長の説明にもありましたとおり、令和4年度から新病院建設工事に着手しており、収入に工事請負費及び医療機器等購入費の財源としての企業債等を52億6,600万1,000円計上し、支出に、建設改良費及び企業債償還に係る費用として、57億5,914万7,000円を計上しています。次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億9,314万6,000円の補填については、当年度分の損益勘定留保資金や建設改良積立金の取崩し等で補填することとしています。次に、病床機能については、令和4年度から変更ございませんので、後程御確認ください。続きまして、3ページから5ページは予算の収支明細になります。公営企業会計の予算は、3条予算と呼ばれる収益的収支と4条予算と呼ばれる資本的収支の2本立の予算となっています。収入、支出の主なものを御説明します。なお、金額は消費税込の金額となっています。まず、3ページの収益的収入については、病院事業収益の医業収益のうち、入院収益を52億7,113万2,000円計上しています。昨年度より5億2,467万2,000円の増額になります。このほか、外来収益は、18億6,381万円を計上しており、昨年度より7,776万円の増額になります。増額の主な理由としては、救急科の医師や医療スタッフの増加など、救急医療体制を充実させることにより、救急患者の受け入れが増えることを見込んでおり、また、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えの解消なども考慮し、入院・外来患者の受け入れが増加することを見込んでいることなどがあげられます。次に、医業外収益については、3億5,340万2,000円を計上しています。このうち一般会計からの繰入金として、他会計負担金を2億3,172万3,000、資本費繰入収益を6,162万8,000円計上しています。また、長期前受金戻入として4,815万7,000円を計上しています。長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されたものであり、現金を伴わない収入になります。次に、4ページを御覧ください。収益的支出である病院事業費用の明細になります。まず、医業費用の給与費については、霧島市の企業会計職員2名分の給与費及び霧島市立医師会医療センター管理運営委員会の委員報酬等を2,050万8,000円計上しています。次に、経費については、指定管理者制度により病院の管理運営を始良地区医師会に指定しており、指定管理料に当たるものが、管理委託料と交付金の合計金額になります。管理委託料は、霧島市立医師会医療センターの運営に要する経費であり、30億3,283万7,000円を計上しています。交付金は、霧島市立医師会医療センターで働く職員の人件費に相当するものであり、40億9,270万1,000円を計上しています。増加の主な理由として、管理委託料は物価高騰による医薬品費や光熱水費などの増加、また交付金は、令和6年度から開始される医師の働き方改革への対応や、新病院開院に向けて職員の増員を見込んでいることなどがあげられます。このほか、減価償却費を3億1,997万9,000円、資産減耗費を1,145万2,000円、それぞれ計上しています。次に、5ページの資本的収入及び支出を御覧ください。資本的収入については、新病院建設の工事請負費等の財源として、企業債を52億6,600万円計上しております。資本的支出については、57億5,914万7,000円を計上しており、主なものとして、医療機器購入費が2億9,700万円、工事請負費が51億2,410万円、委託料が1億3,130万円、企業債償還金が1億9,467万1,000円となります。次に、6ページを御覧ください。一般会計から病院事業会計へ繰り入れる負担金の内訳になります。一般会計からの負担金については、これまで、地方交付税算入の考え方を基に、1から霧島市の財政力指数を引いた値を負担割合としていましたが、令和3年度から、施設整備や今後の経営状況等を踏まえ、負担割合を75%としています。このほか、地方公営企業法に基づき、政策医療に要する経費

として、小児・救急を担当する医師の人件費相当分について、負担金を繰り入れています。内訳については、病院事業の運営に要する負担金及び救急医療や政策医療に要する負担金を2億3,106万3,000円、児童手当に要する負担金を66万円、建設改良に充てた企業債償還に対する負担金を、資本費繰入収益として6,162万8,000円計上しています。合計で、2億9,335万1,000円を一般会計から繰り入れています。次に、7ページを御覧ください。病院事業会計における企業債の償還に関する説明になります。令和4年度末の企業債元金の予定残高は、15億9,628万3,115円であり、令和5年度中に、52億6,600万円の借入れを行う予定です。また、令和5年度は1億9,467万740円を償還することから、令和5年度末の残高は、66億6,761万2,375円となる見込みです。このほか、7ページに霧島市立医師会医療センターの施設整備に要する企業債の借入れを含めた、今後の病院事業会計の企業債の推移を表とグラフにまとめておりますので、後程御確認ください。次に、8ページを御覧ください。資本的支出の建設改良費の内訳になります。資本勘定による市職員の給与費を1,088万円、医療機器等の購入に要する器械備品整備費を2億9,700万円、新病院の建設工事に要する施設改良費を52億5,659万6,000円、合計で55億6,447万6,000円を計上しています。また、この財源については、企業債や内部留保資金を充てる予定としています。器械備品整備費の内訳については、霧島市立医師会医療センターの各部署から要望のあった医療機器等を購入する予定としており、高額なものとして、バイプレーン型血管造影撮影装置の更新を予定しており、1億4,190万円を計上しています。8ページの表に、購入予定額300万円以上の医療機器を掲載していますので、後程御確認をお願いします。次に、施設改良費については、新病院の建設工事に要する工事請負費の令和5年度分を51億2,410万円、工事監理業務や支援業務等に要する委託費を1億3,130万円、省エネ適合性判定変更申請等に要する費用を事務費として119万6,000円計上しています。以上が、病院事業会計予算の概要になります。次に、予算書について、御説明します。公営企業の予算様式は、地方公営企業法施行規則に定められ、条文から成る文言形式になります。予算の内容は、大きく区別して収入支出予算とそれ以外の予算事項に分かれています。予算書の1ページから2ページの第1条から第4条までは、説明資料の説明と重複しますので省略いたします。2ページの第5条、債務負担行為を御覧ください。令和5年度は新病院で使用する医療機器等の売買契約を締結することから、新たに債務負担を設定しております。新病院医療機器等購入分として、限度額を14億7,710万2,000円と定め計上しています。

○委員長（鈴木てるみ君）

もうすぐ5時になりますが、審査を続けます。

○健康増進課長（小松弘明君）

次に、第6条は、企業債の目的、限度額、起債の方法などを定めています。企業債の限度額は、施設整備に要することを目的として51億2,410万円、医療機器に要することを目的として1億4,190万円としています。次に、第7条は一時借入金の限度額を定めています。令和5年度は新病院建設工事に於いて、年度当初に前払金、年度途中で中間払が発生し、年度末に予定している病院事業債の貸付が実行されるまでの間、支払現金が不足するため、一般会計から一時借入を行う計画としています。そのため、一時借入金の限度額を30億円まで引き上げています。第8条は各項の経費の金額の流用を、第9条は議会の議決を必要とする流用の経費を、第10条は重要な資産の取得をそれぞれ定めています。次に、4ページ以降は、地方公営企業法第25条及び施行令第17条に基づく、予算に関する説明書になります。4ページから5ページは、予算実施計画になります。説明資料の説明と重複しますので省略いたします。6ページは、令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営でどのように動いたかを示すものです。令和5年度での資金期末残高は、17億3,062万8,000円になります。続きまして、7から8ページは給与費明細書、9ページは債務負担行為に関する調書になりま

すので、それぞれ後程御確認ください。次に、10ページは令和4年度の決算見込みによる予定損益計算書になります。これは、収益的収支予算の1年間の経営成績を税抜きで示したものになります。令和4年度は、医業収益から医業費用を差し引いた医業損失が約3億7,677万6,771円、医業外収益から医業外費用を差し引いた医業外利益が約3億9,930万8,333円で、経常利益は約2,253万1,562円になり、特別利益、特別損失を加えた令和4年度の純利益は約558万9,412円を見込んでいます。続きまして、11から12ページは、令和4年度の予定貸借対照表になります。これは、令和4年度末における財政状況を表すものになります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。左側の資産の合計は、79億5,738万8,343円、右側の負債・資本の合計も79億5,738万8,343円で一致しています。次に、13から14ページ及び17から18ページは、令和4年度及び令和5年度の注記表になります。それぞれ後程御確認ください。次に、15から16ページは、令和5年度の予定貸借対照表になります。令和5年度末における財政状況を表しています。左側の資産合計及び右側の負債・資本の合計は、130億2,571万5,714円となっています。19ページ以降は、予算参考資料になっており、先程ご説明しました予算説明資料と同様の内容になりますので、省略いたします。先ほど、第7条関係のところ、一般会計から一時借入れを行うと言いましたけれども、一般会計という部分を、他会計の基金と申し上げましたので、訂正しおわび申し上げます。以上で、令和5年度霧島市病院事業会計当初予算についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（木野田誠君）

皆さんが考えてる間に部長にお伺いします。口述書にありますコロナウイルス感染症の対策ですけれども、13日にマスクの着用は個人の自由という形に世間はなったんですが、病院ではどういう対策を今後されていくのか教えてください。

○保健福祉部長（小倉正実君）

霧島市医師会医療センターの病院内におきましてやはり高齢者の方々が病院に訪れたり、当然、病気の方々がこられておりますので、病院内については引き続きマスクの着用をお願いしているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

部長答弁の口述書のほうにですね確認なんですけど。年間の延べ患者数を16万1,721人。入院患者数が9万36人。外来患者が7万1,685人となってるんですけどもこれ、昨年度からすると少しずつまた、増えていってるように感じるんですけども、根拠的なものがあればお示してください。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

コロナの影響が今後緩和されるということで、なかなか人々の医療の受診行動というのは予測が難しいものなんですけれども、現在、コロナ患者の収容のために医療センターでは、緩和ケアの病床を20床ほど空床として、空けておいた部分があります。まずその分について来年度以降、本来の使用に戻すということで患者の増加を見込んでおります。あと救急科のほうなんですけれども、今常勤の医師が3名でしているんですけども、来年度また1名増えるということで、救急車の搬送がかなり増加する見込みをしておりますので、こういった患者の増につながっているというところでございます。

○委員（川窪幸治君）

ということでは、要はコロナ禍が緩和されることでまた増えて、また建設、医療センターが建設される頃には、もう少しまだ増えているような状態になるというふうな認識でいいですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

委員が言われましたとおりコロナが落ちついてくれば、受診控えしていた方も病院に受診することで人数も増えると思いますし。先ほどうちの福田がいました救急科でドクターも増えるということで、救急科のほうにさらに受入れが多くなりますので増得だと思います。新病院ができれば、また診療科も増やす予定ですので、さらに増えるのかなというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

病院事業会計予算書の2ページの中で企業債が書いてあるわけですね。これも企業債も利率を年利4.0%以内ということで、実際はこれよりもぐーんと低いことになるんでしょうけれど、実質金利という点ではあくまでもこれは万が一のことを想定をしたことで4.0%以内ということで設定されておりますが、実質金利としては大体どの程度なんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

令和5年3月1日の金利で1.3%でございます。

○委員（前川原正人君）

それともう1点はですね、企業会計に関する説明資料の中でですけど、いわゆる1病床に対する国庫補助がありますよね。大体その金額というのをお示しただけだと思います。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

予算説明資料の6ページを御覧ください。こちらの一般会計からの病院事業会計の負担金でございまして、地方交付税の措置があるということで、病院事業の運営費負担がございまして、これ稼働病床数1床に対しまして令和5年度では72万円で計算してございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの機器の購入ですね。今、先ほどありました説明の中で、1番大きい、結構金額が、高額なものを購入するというので、次の病院の建設も含めた上での機器の購入ということで理解するわけですけど、結局は最終的にどのようなプロセスを経て機器購入に至るんですか。例えば、あくまでもこの病院っていうのは霧島市が所有している病院を指定管理制度という制度を使って郡医師会にお願いをして運営をしているという側面を持つてるわけですけど、何ていうんでしょう、やっぱり大きな機器となりますと当然いろんな専門的な知見だったり、様々な知見を思った人たちが協議をして、ではどのような機器が必要だということで決定をしていくわけですけど、病院だけで決定をしていくのか、それとも病院の話を、意向を、院長なりの意見を十分拝聴をしてそして、何かその諮問機関等の協議機関があって、その上での決定に至るのか、そのプロセスというのはどうなってるんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

10万円以上の備品及び機械につきましては、全て霧島市の物ということになりますので、当然基本的には入札をして購入という形になります。今新病院についての医療機器につきましては、医療コンサルタントに業務委託をして医療機器の購入の計画書のほうをつくっていただいております。そこと打合せをして、あと当然医療センターの各部署の担当の方とお話をして、更新する機器、新たに買う機器等の整理をしているところでございます。先ほどもありますとおり令和5年度以降、債務負担でございまして、いる新しい病院についての医療機器を買っていくということでございます。

○委員（前川原正人君）

それとですね企業債のほうで、先ほどおっしゃるように実際は1.3%程度の利率で、起債を、借金をするわけですけども。この起債というのはある意味有利な起債ということで理解をするわけですけど、後ほどの、例えば交付税措置だったりとか、財政措置というのも期待はできるんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

予算説明資料のまた6ページをお開きください。こちらの中ほどの、また負担金になるんですけども、病院事業償還金負担金というのがございます。こちらの下の方に平成27年以降の借入れ分、ここが平成27年度以降に借りた償還金に対しまして、地方交付税措置の分になります。ですので新病院に関連して企業債借りた場合、この部分の元利償還金に対しましては、地方交付税措置があると。その分を病院事業会計が一般会計から繰り入れるということになるかと。

○委員（前川原正人君）

どうしてもですね機器を購入をしますと、減価償却を見るわけですよね。減価償却で見るということは、言い換えれば、その分については、言葉悪いですけど、償却することでもうかる部分になるわけですよね。ある意味、そういうのを加味したときに採算という点ではどうなんですか。例えば基金によっては6年だったり8年だったり、様々、定額法で減価償却率をかけていくわけですけど、全体で見たときに加味した場合にはどのような状況になるわけですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

基本的に医療機器の減価償却の耐用年数は6年とされておりまして6年で基本的に更新していきます。ですので新病院で新たに購入してもその6年後には、結局また新たに更新していくということになりますので、ただ、減価償却につきましては、現金の支出がない支出でございますので、それは要するによく言われる内部留保資金ということで、また利益になって、また新たな機器の購入資金に充てるというふうになります。

○委員（前川原正人君）

売却しない限り持っていれば減価償却でずっと、いわゆる現金ではないけど、利益になっていくという理解でよろしいんですよね。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

はい、いいかと思えます。

○委員（木野田誠君）

今、減価償却の話が出ましたけど、病院施設っていうのは機器が例えば減価償却6年ということで古くなれば、患者さんは行かなくなりますよね。やっぱ新しい機器があるところに行くわけですから、確かに計算上はですよ、減価償却が進んだ機械、私なんかの茶工場だとそれでいいですよ。だけど医療機器はそうはいかないわけですから、ちょっとその議論は成り立たないんじゃないかなと思うんです。どうですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

6年間ということで減価償却の分についてもずっと先ほど委員のほうからずっとみてもらえるのかっていう話だったのですが、ずっとということでもありませんし、今木野田委員からありましたとおり、いつまでも同じ機器をとということではありませんので、病院機器の中でも当然、最新の設備、最新の機器があるものもいい場合と、やはり、ある程度の年数は使えるもの等もあると思いますので、そういうものをやはり総合的に勘案しながら、どういう機器の更新をするかというのを含めた上で検討していくべきだというふうには考えております。

○委員（木野田誠君）

今、病院施設の話になりますけどそれと同じようにですね、ちょっと、市立病院ではありますけれども近くに大きな病院が今後できるという話もありますから、やはりほかの病院とも競争していかなくちゃいけないということが、出てくるわけですけども。ちょっと耳に挟んだのは、近くに大きな病院がまたできるけれども市立病院は、個室オンリーで建設をされるということになってるわけですけども、しかも、ほかの病院と違って個室だからといって特別な部屋の料金は請求はしないということで運営されていくということでもありますけども、そういう一抹の不安を持った声があるわけですけど、その辺は、個室から何人部屋かも造っていこうというような発想にはなりません

よね。やっぱり個室対応で考えてらっしゃいますよね。どうなんですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

はい、新病院については全室個室ということで計画しております。

○委員（野村和人君）

確認で教えてください新病院のほうに着工して2か月経ったと思います。今の段階でやっと土の中の工事等が始まって見えなかった部分が見えてきたりとかいうものがあつたんじゃないかなというふうにも思います。工期に影響するようなお話を聞いてらっしゃらないか、また今後の資材購入等について影響のあるようなお話が今の段階で聞いてらっしゃるかどうか。教えてください。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

今医療センターの工事の区域のほうを仮囲いしまして、例えば樹木の伐採でありますとか、あそここの西のほうに築山があつたんですけれども、それを崩して土工事というのが今始まったところなんですけれども、その築山の下から、昔の古い浄化槽が三つほど出てきたんですけれども、水質等調査した結果特に問題なく撤去しております。工事等の遅れ等にも影響はございませんでした。

○委員（川窪幸治君）

口述書の2ページの下のほうになるんですけども、指定管理の管理運営ということで、始良地区医師会というところで指定管理のほうをしていただいていると思うんですけども。ここにですね、働く職員の人件費に相当するものであり40億9,270万円1,000円を計上すると書いてあるんですけども。医師、看護師、皆さんで何人ぐらいいらっしゃるのか確認させてください。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

令和5年2月現在になります。常勤の医師が56名、非常勤の医師が55名、看護部門の職員、看護師等を含めましてなんですけれども常勤が232名、看護部門の非常勤の職員が55名、あとそのほか事務職員、薬剤師、療法士などの医療スタッフは、常勤非常勤合わせて183名になります。

○委員（川窪幸治君）

やはりですね、大きな病院ですので、たくさんの方が、働いていらっしゃるみたいです。ここにですねまた、交付金が令和6年度から開始される医師の働き方改革の対応ということが書いてあるんですけども。職員の増員を見込んでいるということですけど、科が増えるっていうのもお聞きしてるので何人ぐらいを想定されているんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

新病院では一応診療科のほう24科で基本計画ではしてございます。当然医師がそろわなければ開設できないのでそこになるかはまだ未定なんですけれども。現在その場合に合わせまして令和6年4月までにですね医師を68名、看護師につきましては常勤の看護師を256名、非常勤が60名を想定してございまして、医師につきましては不足が13名。看護師については、常勤が24名、非常勤が5名不足しているという状況です。

○委員（有村隆志君）

予算説明資料の中の7ページの下の方に企業債残高と元利償還額の推移ということであってその上に参考ということで、当該企業債償還額が元利合計で令和12年度まで書いてあるんですけども、あくまでも予定だと思ってしまうんですけども、その中で令和11年から金額が増えるわけですけども、こちら辺の計算というのは一般会計から繰入れを考えてんですか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

このグラフにつきましては、令和5年度までの起債の借入れ分について掲載してございます。ですので令和6年度分の建設工事費についての企業債についてはまだ入れていないところであります。その上でなんですけれども令和3年、4年度にかけて医療機器の購入をしてございましてアンギオでありますとか、CTでありますとか前倒しで購入した部分があります。これにつきまして買入れ

期間というのが、耐用年数になりますので6年ということになるんです。そのあと、令和5年、6年度工事の分について借りるんですけども、これは据置き期間を5年でとりましたので、この部分でちょっと令和11年度以降金額が多くなったというところがございます。

○委員（有村隆志君）

増えることで、支払いが結局そのとき病院が収入が増えてれば、病院事業会計で払えるんですけども、増えてもやっていけるということで説明よろしいですか。

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩します。

「休 憩 午後 5時31分」

---

「再 開 午後 5時32分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開します。

○保健福祉部長（小倉正実君）

当然新病院を建設するにあたって新しく起債の借入れ等もですし、建設費が増えることになります。それにつきましては、しばらく建設したとしても、しばらくの間、5年から6年程度については赤字経営をせざるを得ない状況になりますけれども、新病院ができることで、入院患者数等も増えてそれに伴う収益っていうのが、今後増えていくということが見込まれますので、最終的には5、6年の赤字を経た上では病院経営がプラスの黒字経営がされていきますので、結果的にはそういうものを含んだ上で病院経営自体は成り立っていくというふうに考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

そういうふうに、私ども特別委員会でもそういう説明でございましたので、心配し過ぎだったということになりますように頑張ってください。よろしく願いしておきます。

○委員（前川原正人君）

これは公立の病院を持っている霧島市も該当するんですが、この公立病院経営強化ガイドラインというのを厚労省が今年の3月にガイドラインを示しなさいということで通達があったと思うんです。これが新年度中にですね、ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランということを求めていると、策定を求めていると思うんですが、このガイドラインに基づく経営強化プランというのを霧島市も当然求められるわけですけど、今そういう、今年度中にですねそのことが厚労省に出さなきゃいかんというふうに思うんですが、そういう準備も今しつつあるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

霧島市立医師会医療センターにつきましても今、委員のほうからお話がありました経営強化プランというのを今策定している段階であります。それにつきましてはもう3月中には策定を終えまして、今の予定としてはですね最終本会議の終わった後の全協等でまた、議員の皆様についてちょっと説明できればというふうに考えているところでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第30号への質疑を終わります。以上で、本日本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。明後日の審査も9時からです。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 5時36分」